

令和6年9月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和6年9月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年9月10日 午前9時宣告

開 議 令和6年9月10日 午前9時宣告（第5日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司		
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者兼会計課長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
住 民 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	藤本 雅徳

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和6年9月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年9月10日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

8番、下川芳樹君の発言を許します。

8番（下川芳樹君）

8番議員の下川芳樹です。

議長のお許しを得て通告にしたがい、4点の質問を行います。

本定例会においても、町政の質を問うものとしてこの席より質問をさせていただきます。執行部の皆様には、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず質問に入る前に、先の南海トラフ地震臨時情報、台風10号への対応などで、日夜、災害対策本部、避難所の運営などに、ご苦労されました職員の皆さんにお礼を申し上げます。お疲れ様でした。

被害がなかったことに安堵するとともに、今後まだ起こりうる災害への対応についても、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問です。

町内の訪問介護の現状と今後の対策について、3つの観点からお尋ねします。この質問は、前日の一般質問で西森議員よりございました。重複する内容については、簡潔にお答えいただいて構いません。よろしくお願いいたします。

先月、8月26日の高知新聞に、県内の訪問介護事業所が、2023年までの5年間で24カ所閉鎖したとの記事が掲載されました。

佐川町においても3カ所の事業所が減少しており、訪問介護を支える町内の事業所は1カ所のみと聞き及んでいます。

さらに、今春の介護報酬のマイナス改定により、ただでさえ効率化の難しい郡部での経営環境は悪化し、介護の需要と供給のバランスが崩れ、保険料を支払っても必要な介護を受けられない介護難民が増えることを懸念する声も高まっているようです。

以前より町内の訪問介護事業所の減少について心配をしてきたところですが、今回の新聞報道により、危機感を強めている高齢者の声が多く聞こえています。

そこで1つ目の質問です。

まず初めに、佐川町を対象とする町内、町外の訪問介護事業所の運営状況と、これらの事業所を利用される高齢者のニーズについてお尋ねします。

事業所の数、利用者の数、介護の需要と供給の状況について、町内外別にお答えいただければ幸いです。

なお、昨日西森議員の質問により、令和6年2月の実績として、全体で121人の利用者、身体介護が27名、生活介護55名、両方のサービスを受けられる方が39名という内容については理解をしております。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。

下川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町内の訪問介護事業の現状というところでございますが、まず事業所の状況につきまして、町内の事業所につきましては下川議員おっしゃっていただいたように、1事業所ということでございます。

佐川町が、佐川町の住民の方がですね、利用されているというところでいきますと、先ほどのお話もありましたが、訪問介護事業については全体で町内121人ということです。

そのうち町内の事業者を利用されている方は、84名ということになります。それ以外は町外の事業者を利用されている方ということになります。

町外の事業者の数につきましては今手元に正確な数がございませんが、数者というか数事業者あるというふうに考えております。

そういったところで現在の利用状況につきましては、以上のようにございます。以上です。

8番（下川芳樹君）

県内の事業所が閉鎖に追い込まれている理由として、ヘルパーの人手不足と高齢化が挙がっております。

県内では65歳以上のヘルパーが2割を占め、中山間地域では60代70代が主力を担っている事業所も多いとのこと。

厚生労働省によると、22年度のヘルパーの有効求人倍率は全国で15.53倍に上り、求職者の少なさが際立っている状況です。また、非正規雇用が多く、1人で他人の家を訪問する労働形態が敬遠され、若い世代の就業が少ないようです。

さらに24年度の介護報酬改定で、訪問介護サービスの基本報酬が引き下げられたため、各事業所は減収を余儀なくされており、あと10年もすればヘルパーはほとんどいなくなると危機感を強める意見もございました。

8月27日から31日までの高知新聞には、ヘルパー消滅、高知の介護危機と題して、5回の特集記事が掲載されました。

1回目では、ヘルパーの高齢化と人手不足で、在宅生活を希望する高齢者に必要なサービスが届かない現状がありました。

2回目では、ヘルパーは一人で他人の家を訪れる特殊な労働形態から、9割以上が利用者からハラスメントの被害を受けている現実がありました。

3回目では、事業所の収入は、介護報酬が低く、人件費や社会保障料でほぼ消える、非効率で経営が難しい現状でした。

4回目では、本年4月に2%強引き下げられた訪問介護の基本報酬について、都市部と違う県内過疎地の経営環境に触れるものでありました。

最後に5回目では、住み慣れた地域で暮らしたい高齢者の思いを、それを叶えたいヘルパーの姿がつづられておりました。

私はこの特集を読ませていただき、事業所の経営者や従事するヘルパーの皆さんが、介護保険制度で支えられた高齢者に寄り添い、使命感を持って地域の高齢化社会を懸命に守っていることに感銘を受けました。単に収益事業の一つ、収入を得るための就業先の一つとして、他の産業とひとくくりにはできない思いが見られました。

佐川町の介護制度を守るために絶対になくしてはならないもの、それは事業所とそこに集う従事者です。

そこで、2つ目の質問です。

佐川町が置かれている訪問介護の現状は、先ほどお聞きいたしました。現在、町外数者と、町内1つの事業所、そこで雇用されている従事者によって、訪問介護は維持をされております。これらの状況に鑑み、佐川町に於いて将来にわたり訪問介護サービスの継続を実現するための課題は何か。今後訪問サービスを希望する高齢者数はどのようになるのか、把握している範囲でご答弁をお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

私もですね、高知新聞の特集を見させていただきまして、本当にですね、介護の現場というのは大変なものだなというふうに思いました。

これはですね、介護の現場だけではなくて、私、健康福祉課が携わっております福祉全般、それから医療もそうなんですけれども、本当にですね、現場の方々が頑張っておられてですね、そういう方々で佐川町の福祉が成り立っているというふうに痛感をしております。

予測とですね、課題というところでございますが、今後の佐川町の推計人

口、こういったところを見ますとですね、75 歳以上の人口っていうのは、令和 11 年に、それから 85 歳以上の人口というのは、令和 21 年にそれぞれピークを迎えるという見込みになっておりまして、高齢者の方ですね、在宅生活を送る上で訪問介護サービスのニーズというのは、今後も一定程度高まっていくのではないかというふうに考えております。

その中で課題というところにつきましては、まず訪問看護の現場、事業の現場においてはですね、先ほどおっしゃっていただいたような、今春のですね、訪問介護報酬の減額、高齢に伴う経営の悪化、それから現在働いておられる訪問看護員の高齢化の問題、それから今厳しい現状の中でですね、募集をしてもなかなか応募がないというふうな現状もあろうかと思えますんで、そういった方々が入ってこないということであれば、職員さん減少していくという問題、それによってですね、特に中山間地域の訪問介護事業所の縮小、廃止といった事態が、今後も考えられるのではないかというふうに思います。

住民の方から見ればですね、そういったこと、最悪の場合、住民の方ですね、在宅介護を希望しても望むようなサービスが受けられなくなるというふうなことも考えるかなというふうに思っております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

課題と今後のニーズについて伺いをいたしました。

それではですね、最後に 3 つ目の質問でございます。

介護保険事業計画の実効性についてお尋ねをいたします。

佐川町では、令和 6 年 3 月に、令和 6 年から 3 年間を期間とする第 9 期高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定しております。

社会情勢の変化に伴い、平成 12 年より創設された介護保険制度は、第 8 期までの計画が完了し、佐川町の介護保険事業は、25 年目を迎えました。第 9 期計画には、これまでの 24 年間の経験と実績が蓄積され、佐川町独自の施策も盛り込まれた、非常に良い計画だと思います。

計画書の中の第 1 章の 1、計画策定の背景と趣旨では、本町は全国に比べて高齢化のスピードが早いことから、現役世代の減少も顕著となり、地域の高齢者介護を支える担い手の確保が重要となっている。一人一人が適切な支援を受け、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、地域住民主体の見守り、健康づくり、生活支援、助け合いなどの活動、専門職、社会福祉協議会、町などの関係者が連携してサポートする地域包括ケアシステムの深化推進に向け、他人ごとになりがちな高齢者支援を、自分ごととしてとらえ、あらゆるニーズをみんなで丸ごと支援できる地域包括ケアシステムの構築を目指し、各種

施策に取り組んでいくと書かれています。

計画の期間は令和6年度から8年度の3カ年ですが、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年、2040年を見据えた計画とし、中長期的なサービス、給付、保険料の水準も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図るとあります。

第1章の5、計画見直しの基本的な考え方として、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化推進や、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となるとあります。

見直しのポイントとしては、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保のために、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受け入れ環境整備などの取り組みを総合的に実施し、都道府県指導のもとで、生産性向上に資する様々な支援施策を総合的に推進する。介護の経営の共同化、大規模化により、人材や資源を有効に活用する。介護サービス事業者の財務状況などの見える化を推進するとしています。

本計画においては、訪問介護の将来的な予測として、令和22年度、2040年度まで、年間140人前後の利用者がいると推計されております。

介護人材の確保についても危機感を持っており、介護人材の確保及び介護現場の生産性向上として、国、県と連携した介護人材確保の取り組みと、近隣自治体と連携した広域での人材確保を目的に、研修などの実施をしていくと記載があります。

この計画に沿った取り組みを行うとすれば、令和22年までの16年間は、訪問介護の需要に応じて訪問介護サービスの継続を行う必要があります。

さらに言えば、令和22年度以降、ピークを過ぎても、サービスの継続は必要です。訪問介護事業所の存続と将来的なホームヘルパーの人材確保が必要不可欠であるということです。

計画を策定した町は、事業所の存続とヘルパーの確保をどのように考えているのか。これから問う個々の質問にご答弁をいただきます。

まず、人材不足が大きな問題となっているヘルパーの育成については、新たな人材確保のために取り組む、と計画にはあります。

訪問介護サービス以外のデイサービスや介護施設においても、ヘルパー不足が深刻です。現在、育成のための講習会は実施していないとのことですが、昨日、町長からは受けてくれる事業所があればお願いしたいとのご答弁がありました。

早急に受託事業者を探して対応すべきだと考えます。併せて、問題となっ

ているハラスメント被害防止のために、訪問介護に携わるヘルパーの人権擁護と。これらヘルパーの皆さんを利用される利用者の意識改革についても行うべきです。

以上、2つについてどのようにお考えか、ご答弁をお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

このヘルパーさん、特にですね、ヘルパーさんの養成、人材確保というところにつきましては、昨日町長もご答弁をさせていただきましたけれども、なかなか行政主体でですね、この講座を行うというのはなかなか困難でありますので、町内事業者を含めてですね、そういった養成研修、これをやっていただける事業者を早急にですね、探して体制が整うというところであれば町としてもぜひ積極的にですね、お願いをしたいというふうには考えております。

それからハラスメントの防止につきましては、これは一義的にはその事業者のですね、法人等のですね、事業者の責任として、職員等の研修もあろうかと思えますので、そういったことをやっていただきたいというふうには考えますが、行政としてもですね、そういった研修等の後押しができるような形での周知といったことをしていきたいというふうに考えております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

介護福祉士と、ひとくくりにヘルパーさんというところでございますが、昨日の西森議員の質問の中でもですね、講習から試験で資格を取得するのに130時間、その上で筆記面接試験があるというふうなご報告がございました。

現状として、今佐川の事業所においては、昨日お聞きしましたように、27名でしたかね、26名から28名ぐらいのヘルパーさんが勤務をされていて、平均年齢はもう60.8歳というふうな状況だと伺っております。

先ほど早急にというお言葉でしたが、本当に早い時期に講習会の開催を実現し、速やかに資格所有者を増やすことによってですね、人材確保をお願いしたいと。またヘルパーの人権擁護、意識改革についてはですね、保険者である町が、やはりその利用者の皆さんにしっかりとヘルパーの位置付けについてですね、意識改革をしていただくようにPRすべきではないかと、このように考えております。

次に、計画内にある介護事業所へのアンケート調査では、不足している介護保険サービスとして、訪問入浴介護が挙がっております。

善意の補助金により配備された入浴者は現在どこの組織により、どのよう

に運営されているのか、この辺りについてもお答えできる範囲でよろしくお願ひします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

これにつきましては以前社会福祉協議会のほうがですね、やっていたというふうに考えております。現状ちょっと経営の状況と確認をさせていただきまして、また改めてご説明をさせていただきたいと思ひます。

8 番（下川芳樹君）

ニーズが高いということは地域の住民の皆さんからも聞いてますので、ぜひよろしくお願ひをいたします。

それでは次にですね、現状ある町内の訪問介護事業所は民間でございます。経営状況が悪化すれば、倒産の可能性もあります。サービスの継続を図るためには、一つしかない民間の事業所、それから町外の事業所に頼る。また、これに代わる新たな事業所を発足する必要がございます。

計画にある、これからの 16 年間を町や介護保険の保険者として被保険者であり、保険料を支払っている 40 歳以上の町民 71.3%、約 8,600 人のためにどのように維持、継続していくのか、お考えをお聞かせください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

介護事業の継続性といいますか、そういったところにつきましては、町として保険者としてですね、持続可能な形で運営ができるように、事業者の支援していかなければならないというふうに考えております。

これについては、先ほど申しましたようにヘルパーさんに代表される介護職員さんの育成人材確保、それから事業者への支援、そういったものをですね、どういったことができるかということで今検討もさせていただいておりますので、町、保険者としてはですね、高齢者がまだ介護ニーズがですね、高まる、ニーズがですね、まだ高まっていくというふうな状況の中では、介護を受けられなくなるような事態を避けるためにですね、行政として努力をさせていただきたいというふうに思ひます。

8 番（下川芳樹君）

ぜひですね、40 歳以上の方はもうすでに介護保険料を支払っております。65 歳以上の方も、直接介護が近づいている状況の中で介護保険を納めております。

皆さんもご存じのように、介護保険制度というのは、国からの補助金、県からの補助金、町の補助金で、受益者負担 10%を除いた 90%の半分、その

半分は1号被保険者と2号被保険者によってですね、賄われているという状況です。

40歳から介護保険を支払われている皆さんにとってみて、65歳以上、特に介護が必要な75歳以上までの、その保険をせっかく支払ったのに何の担保もない、何の保証もないっていう状態は、大変前が見づらい、辛い、そういう状況だと思います。私も一応保険者、被保険者でございまして、これから10年先には介護を受ける必要も出てきます。

ぜひですね、先ほどおっしゃっていただいたような形で、佐川町の介護事業をぜひ守っていただきたい、このように考えております。

先月、8月29日の高知新聞に、厚労省の2025年度予算、概算要求が公表されておりました。総予算額は、高齢化や様々な福祉活動の充実が図られるというふうな流れから、34兆2,763億円で、そのうちの2,531億円が、住み慣れた地域で介護を受けられる環境整備や、介護人材の確保のために予算化されるとの内容でございました。

今後は、介護保険事業を支える事業所の支援と介護人材確保のために、国、県の予算と合わせて、町においても、先ほどおっしゃっていただきました支援策を講じた予算を組み合わせ、しっかりと必要な事業所を守るために活用していただきますようお願いしたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。

下川議員のご質問にお答えします。

ヘルパー等の問題、先ほどから健康福祉課長のほうがお答えさせていただきましたが、これから高齢化も進んでいく中でですね、やっぱりしっかりと、そういった現状をとらえて、町としても対応していかなければならないという考えでおりますので、またぜひ参考に意見などいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

8番（下川芳樹君）

ありがとうございます。

ぜひですね、被保険者の思いを無駄にしないようにしっかりと保険事業の継続を図っていただきますようお願いいたします。

続きまして、2番目の質問です。

令和6年度のコロナワクチン予防接種についてお尋ねをいたします。

昨年5月8日に5類感染症に移行した新型コロナウイルスについては、その対応が緩和され、インフルエンザと同等の扱いとなりました。

しかし、高齢者や基礎疾患を持つ皆さんにとって、安全な感染症となった

わけではありません。

現状においても、今年の夏、新しい変異株K P. 3株が海外だけでなく、日本でも主流株となっております。

65歳以上の高齢者や基礎疾患を持つ皆さんの健康を担保するため、国がこれらの皆さんを対象に予防接種を継続するとお聞きしております。

そこで、初めにお尋ねします。

佐川町は、本年度にワクチン接種を実施するのでしょうか。行うならば、ワクチン接種対象者はどのような範囲となりますか。また、接種対応の医療機関や個人負担額の内容、次年度以降のワクチン接種予定についても、おわかりであるならばあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

新型コロナワクチン接種につきましては令和6年度からですね、任意接種という形で現時点でもですね、誰でも打てるという形にはなっております。ただ全額自費という形にはなっております。

そして特に重症化リスクが高いとされております65歳以上の方及び60歳から64歳の方で基礎疾患等がある方、こういった方につきましては、この秋冬に予防接種法に基づく定期接種という形で実施をされます。佐川町においても実施をいたします。

この定期接種につきましてはこの内容なんですけれども、まだ正式に発表されているというところまではいってないんですけれども、県内ではですね、広域化予防接種委託ということで、この新型コロナウイルスについては先ほどおっしゃっていただいたようにB型疾病という形に位置付けられております。

これを予防接種をですね、委託して受託していただける医療機関において、個別接種ができるように今現在調整をしておるところです。

なお町内でワクチン接種を受けられる医療機関が決まりましたら、また町のホームページや公式LINEアカウント等々のお知らせをさせていただきますと思っています。

この高齢者等の定期接種の実施期間、これについては国のほうで定められております。令和6年10月1日から翌年の3月31日までというふうになっておりますが、今のところ高知県内においては、令和6年10月1日から令和7年1月31日までということで予定をしておるところです。

自己負担につきましては、これは各都道府県市町村によって違うとは思

んですけれど、国が示した金額というのがありまして、これは令和6年度は7,000円という形になっております。

ただ佐川町含めまして県内市町村については、一定医師会とですね、交渉した中で、統一して3,300円、お一人当たり3,300円ということとなる予定になっております。もちろんその7,000円からの差額については市町村の負担という形には実質なるということです。

なお、生活保護受給者等の低所得者に関しましては、地方交付税措置があるということですのでその方々、低所得者の方々は無料とさせていただくということで、これもですね、今のところの状況なんですけど、10月1日からということで差し迫っておりますが、決まり次第ですね、お知らせさせていただいて周知をさせていただきたいと思っております。以上です。

8番（下川芳樹君）

期間がですね、一応来年の3月31日、県内については1月31日ということでございますが、その令和6年度以降の7年度についてもし情報があればお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。

佐川町において現時点の情報、令和7年度以降というのは具体的には把握をしておりません。以上です。

8番（下川芳樹君）

7年度以降については、まだ情報がないというふうな状況でございました。

次にですね、新型コロナの後遺症についてお尋ねをいたします。

後遺症についてはワクチン接種後の副反応と、感染後の罹患後症状があります。これらの後遺症で通常の生活が困難となり、苦しんでいる人たちが国内に少なからず存在すると聞き及んでおります。後遺症がワクチン接種やコロナ感染によるものなのか、その因果関係の証明が難しく、公的な支援を受けることができないことで苦しんでいる患者もいると聞きます。

佐川町では、このようなケースがあるのでしょうか。これまで後遺症を訴える町民の皆さんの声がありましたか、その対応はどのようにされましたか。現行ではどのような対応がされていますか。

対応できる病院や相談窓口の事例があればですね、できるだけその内容を詳しくお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

このワクチン接種による副反応、それから後遺症の相談というところにお

きましては、佐川町の体制といたしましては、このワクチン接種を受けられた方についてはですね、接種を受けた後の注意点、それから副反応について、また発熱、咳などの健康、予防、医療機関の受診に関する健康相談の窓口、こういったものを文書にしてお渡しをしておりました。それとともに町広報等にもですね、適宜掲載をして相談窓口の周知を図ってまいりました。

町の相談体制としては特に健康福祉課での体制になりますが、こちらのほうで受け付けをしておりまして、内容に応じて専門機関へとつなぐ体制をとっております。

ちょっと統計的なですね、数値の把握等を行っておりませんが、これまで数件の相談を受けております。

相談内容といたしましては、接種後の一時的な腫れであるとか発熱であるとか、そういったところの副反応に関することがほとんどでありました。

管内では高知県中央西福祉保健所でもお聞きをいたしましたが、これまでに数件の相談があったということで内容、具体的な内容は教えていただけませんでしたが、内容に応じて副反応の専門病院である高知大学附属病院へつないだケースもあるというふうに伺っております。

こういったことからですね、多くの症状というのが発熱、倦怠感、咳ということで、予防接種の副反応か、さらにですね、罹患した後の後遺症であるのか、はたまた別であるのかとなかなか判別しにくいところもありまして、かかりつけ医や予防接種を受けた医療機関へ受診されるケースでは、実際のところはほとんどであろうというふうに考えます。

県におきましても副反応を疑った場合は、まず接種した医療機関へ受診するように周知を行っております。受診した医療機関で対応が困難と判断された場合には、先ほど申しました高知大学附属病院に紹介を行い、受診ができる体制が整えられております。

あとですね、コロナワクチン接種の副反応による健康被害に関しましては、国による救済制度があります。医師が副反応による健康被害の疑いがあると判断した場合は、医療機関から国へ報告をしているというふうに聞いております。以上です。

8 番（下川芳樹君）

詳しい説明をいただきました。

今年の4月以降、令和6年度になってですね、任意接種ということで新たにワクチン接種を始められるというところもございますが、何か制度上、窓口が変わったりとか申請方法が変わったりとか、そのような事例があったらお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。

特に任意接種にこの令和6年4月以降ですね、相談体制とか、そういった対応について変わったというところはございません。以上です。

8番（下川芳樹君）

町内で数件の相談があった。しかし症状としては、腫れとか微熱とかそのような軽微なものであったというふうなご報告をいただきました。

また福祉課のほうですね、しっかり相談対応をされて上手につないでいただいているということで、安心をいたしました。ありがとうございました。

それでは3番目の質問です。

県道岩目地西佐川停車場線の事業進行状況についてお尋ねをいたします。

この県道改良工事については、加茂地区の産廃建設に伴う地域振興事業として県のほうで対応している事業となります。

これまでに、早期完成を希望する住民の皆さんの声を県や町に届けてきたところでございますが、現在において、事業の進捗状況が全く見えません。地元では、計画区域の農地の荒廃が目立ち、いつから具体的な工事がどのように進むのか、不安視する声もたくさん挙がっております。

南海トラフ地震の臨時情報など、大規模災害への不安が高まる中、防災道路としての重要度も増しており、何が原因で遅延しているのか、計画はどのようになっているのか、地元への情報伝達を急ぐべきだと考えます。

そこでお尋ねをいたします。

工事が遅延している理由と併せて、直近の令和3年度から令和5年度までの工事の進捗状況、また令和6年度、今年度の事業計画についてお答えをいただきたいと思います。

建設課長（吉野広昭君）

それではご質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず下川議員のご質問にありまして、当該事業につきましては産業廃棄物処分場ですね、地域振興策ということもありまして、町長、副町長はじめ佐川町としてもですね、積極的に県のほうに強く働きかけなり要望をですね、させていただくことをお約束をさせていただきまして、お答えをさせていただきます。

まずはですね、平成3年、ごめんなさい。令和3年度から令和4年度につきまして行っておったのはですね、本庁のほうで国土調査の登記手続きを実施しております。高知県におきましてはですね、用地測量の成果と国土調査結果の整合、確認を実施しております。

またですね、令和5年度につきましては、用地交渉に高知県のほうで着手しておりまして、3名、5筆の用地買収が完了しております。

令和6年度につきましてはですね、残る土地のですね、用地買収を進める計画としております。その進捗状況につきましてはですね、8月末現在で全体43名で54筆のうち、11名19筆の用地買収が完了しておるということです。

その事業の遅延のですね、理由としましてはですね、バイパス計画区間につきましては用地買収の見込みがついた上で工事着手ということが前提であるため、現在用地買収の早期完了を目指しておるということです。

引き続き早期の工事の着手に向けて、県の行う、町としましてもですね、県の行う用地交渉にご協力をさせていただきたいと思っております。

8番（下川芳樹君）

パラパラっと、年度の計画についてお聞きをさせていただきました。

令和5年度から本格的に用地交渉に入っているというふうな状況の中で、43名の地権者のうち11名が完了というふうなところでございますが、この計画についてはですね、平成25年当時からずっと計画法線の説明会を行い、その動線上の用地についても、ある程度住民の理解を求めながら進めてきた事業でございました。

ここに至って、令和5年、用地交渉が遅延しているということが、全体の事業を遅延させているというふうな解釈でよろしいでしょうか。

建設課長（吉野広昭君）

詳細についてはですね、県のほうからお聞きしておりませんが、察するところですね、用地交渉の難航が重立った理由だと考えております。

8番（下川芳樹君）

用地についてはですね、本当に土木事業の中で用地さえ解決すればもう事業は100%解決したのと同じだと言われるほど、難しい内容になります。

私が先にお聞きした内容の中ではですね、どうしても用地交渉が難しい地権者の土地を外した法線計画をもう一度検討し、事業の進捗に努めるというふうなお話もちらちら伺っておりました。

ぜひですね、先ほど課長がおっしゃっていただきましたように、県が直轄する事業であるというふうなことから、町は実行権や裁量権がなく、私の質問に対してもですね、県に聞き取る、それを聞き取った上で答弁するしか方法がないというふうなところは、十分に理解をしております。

産廃の協定書に基づき事業を進めている事業です。町がですね、普通、県に対して事業要望しているものとは異なっておりますね、協定書の中で地域の環

境、状況を改善していこうと、県のほうからですね、事業を実施していくというふうに明言された事業でございますので、町長、副町長におかれましてはですね、お願いをするという立場よりもですね、ぜひはようやらんかよ、こらと怒るぐらいの感じでですね、ぜひ発破をかけていただきたいと思います。

もろもろ、これまでも様々な町からのお願い事もございますので、あまり強く言って、それに支障を来たすようなことになっても困りますが、そのあたりは十分にですね、事業の基本的な考え方が違うということですね、よろしくをお願いをしたいと思います。

それでは4番目、最後の質問になります。

牧野富太郎博士顕彰補助金に代わる補助事業についてお尋ねをいたします。

本年3月定例会で、バイカオウレン群生地への行政支援について質問を行いました。

答弁内容では、地域イベントの継続発展のために町補助金事業を継続して実施するとのことでした。今年のバイカオウレン見学者は、町が取り組んだ群生地をつなぐシャトルバスの運行や、補助金の活用で観光面において多くの交流人口を呼び込むことに成功いたしました。

朝ドラらんまんて脚光を浴びた地元の偉人、牧野富太郎博士の顕彰事業も終わり、次につながる観光振興の取り組みが大いに期待されているところでございます。

そこで、お尋ねをいたします。

これまでの取り組みが成果を上げ、多くのリピーターを獲得しているバイカオウレン群生地への支援については、どのような予算措置がされているのでしょうか。まず、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではお答えをさせていただきます。

牧野博士の顕彰事業、この補助事業につきましてはこれまで令和4年、5年ということで、予算措置をしてきております。

これこの前にですね、牧野の生誕160年もありまして、その事業とも相まってドラマの効果も、ドラマのこともありましたので、事業の方へ拡大したと、別途構えたというところであります。

この令和4年、5年と比較しますと、一つ当たりの事業費、補助事業の限度額が30万というふうにはなりますが、今後も引き続きですね、地域資源の保全やイベント開催など、こういったことに活用していただけるよう、本年度につきましても、予算のほう計上いたしております。以上になります。

8 番（下川芳樹君）

3月の定例会のご答弁どおり予算措置がされているというふうなことでございました。

ここのですね、30万の組み方、その内容についてですね、どのような目的で使われる、例えばこういう箇所こういうふうな補助金を使うというふうな内容があれば、ちょっと補足していただきたいと思います。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

事業の補助の内容につきましては、これまでの分と変わっておりません。基本的にはですね、地域の方が使いやすいような形での補助の形態となっておりますので、その保全でありますとか、これまでのイベントの開催、そういったところでもまた細かいですね、部分がありましたらまた相談に応じてということですが、基本的にはこれまでどおりの形態というふうになっております。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

形態はわかりました。

30万がですね、何カ所に対応できる予算なのか。要は30万アッパーとして、こういうことに対して使えますよっていう考え方は理解しましたが、具体的に今年の予算範囲の中で、30万が、こういう3カ所なら3カ所で、一応こういう活動には、箇所数ですよ。金額的に30万だけであれば、ねえ、要望がどんどん上がってきたら30万分割するのか、30万をそのままその要望にポンポン出していくのかっていうのがちょっとわかりづらいんでお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

すいません、補助限度額は30万、先ほど申したとおりです。

件数に関しましては3件分の90万ということで予算計上させていただいておりますので、1件あたりが30万の要望でありますと、3件分、3カ所がマックスというふうになります。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

予算規模としてはですね、3件分90万アッパーで予定をしていただいているということでございます。

予算規模については大分縮小されましたが、本年度も継続して補助事業を行っていただくという答弁がなかなか心強いところでございます。精一杯のご努力をされたものとして、評価をさせていただきます。

しかしですね、縮小することによって本来の成果が生まれなければ、予算の無駄遣いになりかねません。

バイカオウレンの花まつり期間は、道の駅の来場者も増えている。また上町周辺についても、桜の花見期間と変わらぬほどの人並みが見られたというふうな声も聞いております。

安定したリピーター確保が現実的なものになりつつあるこの時期のイベントをぜひ継続することですね、道の駅も上町周辺も潤います。決して行政の予算頼みではなく、地元の活動組織の努力も必要ですが、継続をしていくための行政の支援は重要であると考えております。

そこで、令和7年度以降の予算措置、また地域の活動組織への支援も引き継いで行っていただき、らんまんにつながるあんぱんでも佐川のリピーターを増やして欲しいと思います。

また、群生地をつなぐシャトルバスの運行は大きなメリットがあります。駐車スペースの少ない群生地への送迎、観光拠点をつなぐ人の流れを生み出す、このような観光収益を大きく膨らます取り組みだと考えております。

これについても、ぜひ継続して実施していただきたいと思いますが、ご答弁のほどよろしく申し上げます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをいたします。

まず周遊の事業についてですが、昨年度につきましてはこのバイカオウレンの開花時期、これがドラマ終了後ですね、初めてのバイカオウレンの時期となったわけですが、このときにですね、町内の群生地を巡るその周遊促進につながるような事業のほうを実施いたしております。

また本年度につきましても、佐川観光協会のほうに事業のほうを委託しております、このバイカオウレンの時期に合わせ牧野公園、加茂地区、西山地区、こういった群生地のほうがございますので、そういった周遊事業のほうの計画を今進めているところでございます。

今後におきましても、この牧野公園等だけではなくですね、地域の様々なこういった資源、こういったものを活かしましてまた道の駅、こういったところの連携、そういったところも含めた周遊促進のほう、促していきたいというふうに考えております。

令和7年度以降につきましては現在のところですね、担当課といたしましては継続したいという思いでおりますので、こういった地域のですね、力も借りながら、年間をとおして観光客の方に来ていただいて、楽しんでいただけるような、そういったような事業のほう、取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

8 番（下川芳樹君）

7 年度以降についても、ぜひですね、リピーターが必ず来てくれるっていう一つのロットをその時期に確保できるということはものすごく有効な観光資源であると考えます。

12 カ月の中の、例えば 2 月 3 月、それから 4 月にはお花見と、こうつながっていく期間にですね、多くの交流人口が佐川町へ来ていただける、これ来ていただかないと、結局収益が落ちてまいりません。せっかくある道の駅とかですね、上町周辺のにぎわいをぜひ維持していただくためにも、よろしくお願いをいたします。

それではですね、最後に今年の夏、様々な出来事が起こりました。

8 月 8 日、16 時 43 分ごろ、日向灘を震源とするマグニチュード 7.1 の地震、これを受け気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発令されました。翌日から開催されていたよさこいまつりは踊子や観光客のキャンセルが相次ぎ、例年の 20% 減の集客数に終わったと聞いております。

お盆休みなどで高知を訪問する観光客にも影響が出て、インバウンドに絡む経済効果へも打撃が大きかったと思います。また、全国の夏の暑さもこれまでの日本の平均気温を 1.76 度上回り、猛暑日数を更新しています。町では熱中症の注意喚起や農産物の生育状況にも配慮する必要がございました。

海水温の上昇は、海の環境を変え、漁業にも影響が出始めており、大型台風は日本列島の近くで発生、さらに発達しながら上陸をしてまいります。今回のような台風 10 号クラスの災害が複数回襲ってまいります。

役場の皆さんは、新型コロナウイルスのような新たな感染症や大型地震、大型台風、集中豪雨など、様々な自然災害に対応しつつ町民の安全と安心を守る責務を果たしていかなければなりません。

通常の業務に加え、増え続ける新たな有事に向き合っていく必要がございます。限られた職員定数の中で、不測の事態が起きたとき、本当に職員の皆さんだけで対応できるのか不安でなりません。

9 月は台風シーズンです。南海トラフ地震も心配です。どうか役場の皆さんだけで、業務を抱え込むことなく、議会や地域の住民力を頼っていただいて、一緒に佐川町で乗り越えていける。そのようにお願いをいたしまして、私からの質問は終わります。

ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で 8 番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

ここで 10 時 15 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 00 分

再開 午前 10 時 15 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、6 番、宮崎知恵子さんの発言を許します。

6 番（宮崎知恵子君）

6 番議員の宮崎知恵子でございます。

議長のお許しをいただきまして、3 つの質問をさせていただきます。

佐川高校の今後について、現在、佐川高校の生徒が少なくなり、存続が危ぶまれております。この流れに任せていけば、大正時代から歴史のある佐川高校を維持させることが難しくなることもあり得るのではないかと考えられます。地元佐川町の子供も高校選定の時期になりますと、大学進学率の高い高知市内の高校へ行きたいという子も多く、地元に残る子供が減っていると思います。

教育は、森を作る植林に似ていると思います。教育の質が高まれば、ゆくゆく佐川町や、はたまた国を支える人材が増えることとなり、逆に教育の質が下がれば人口減少が進み、我が町の未来はさらに厳しいものになると思います。

かつては牧野富太郎をはじめ、学者や政治家なども輩出してきた地です。文教のまち佐川として、何をもって教育ととらえるのかを改めて考え直す時期が来たのではないかと感じております。

余談ですけれども、大阪の適塾におきましては、人材を多数輩出した江戸末期の明治期にかけて、緒方洪庵という蘭学を教える傑出した先生がいたわけですけれども、その後すぐ英語の時代に入ったので、蘭学自体はその後の時代に必ずしも役に立ったわけではなかったはずです。

では、適塾で学んだ福沢諭吉や橋本左内をはじめ、多くの生徒たちは無駄に学問をしただけだったのかというと、実はそうではなく、昼夜を問わず文字どおり一心不乱で勉強した、勉強に邁進する姿勢の中から、時代を切り開くような意思の力が養われていたというわけです。

佐川町におきましても、江戸時代の学者、伊藤蘭林の私塾においても、多くの稀有な人材が輩出されてきましたが、やはり学びに対する姿勢が、その後の彼らの人生を切り開いたわけです。

その学びに対するモチベーションは、どこから来たのでしょうか。彼らを突き動かしたような知的な好奇心、さらに元をたどれば、個人個人の夢や志、

使命感に行き着きます。彼らも、書物の奥に世界の姿を見、国の未来のあり方を議論したはずではないでしょうか。

つまり、学校に通う子供たちに高いモチベーションを提供できる学校にしたいと私は考えますし、そのもととしては、将来を限定させる大きな可能性を提供すること、佐川高校に進学することで、あなたには多くの進むべき道が開かれてくる、と感じさせられるような教育を目指していく必要があるのではないかと考えております。

それは一つには、大学進学もあるかもしれません。ぜひ、佐川町から第2の牧野富太郎を輩出していただくような、時代を切り開く人材の輩出の源でありたいと強く感じております。

そこで、今後、佐川高校が存続していくために、町長は何が必要と考えておられますでしょうか。また、同じ質問を教育長にもお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

町長（片岡雄司君）

そしたらまず私のほうから、教育への思いということでちょっとしゃべらせていただいて、そのあと佐川高校の存続のために何が必要かということに對しまして、答弁をさせていただきます。

まず教育への思いということですが、常日頃質問でもお答えさせていただいておりますが、全国的に不登校やひきこもり、虐待など、子供たちをめぐる状況が厳しさを増す中ですね、佐川町におきましても子供たちの教育についての関心は高く、私は町内を回りですね、住民の皆様の願いをお聞きする中で、子育てや学力の向上など、教育についての適切な願いを受けとめております。

これらの願いに對しましては、私は町の姿を表すものは教育であると確信し、給食費の無償化、奨学金返還制度、町営塾の運営、放課後子供教室、放課後児童クラブの施設の充実など子育て支援に努めるとともに、これからの時代に求められる学びを実現し、郷土の未来を担う人材を育成するため、教育委員会が推奨しておりますふるさと教育さかわ未来学を全力で支え、新図書館の整備に取り組むなど、教育の振興にも努めておるところでございます。

その上で、佐川町の子供たちの教育と地域の振興を考えたときに、佐川高等学校の存続と振興は不可欠であると考えております。

このため、佐川高校の生徒数の減少傾向は憂慮するところございまして、これを解決するためには、子育て支援に努め、少子化に歯止めをかけていくとともに佐川高校が教育の質の向上と特色化を進め、地域の中学校に選ばれる学校となることであると思っております。

繰り返しになりますが、県立佐川高等学校の存続につきましては、町としての重要な課題の一つとして認識をしております。地域に根差した学校としてその町のシンボルとして存続に向けた取り組みを推し進めていかなければならないと考えております。

佐川高校の学校運営に対しましては県立学校でありますので、町が直接関与することはできません。しかしながら、特色や魅力ある学校づくり、入学者の増加につながる取り組みに対しまして、できる限りの支援をしていかなければならないと考えております。

またインターンシップや各種資格取得の進路対策及び課外活動などにおいても、近隣町村と連携し、一層の協力と支援について協議をしていかなければならないとも考えております。将来にわたり、佐川高校が存続できる生徒数を確保していくためには、施設整備だけではなく、各地域の魅力化を図り、生徒を循環させることが肝要であるとも考えております。そして何より佐川高校には佐川高校のよさというものを、違った形の中でPRしていただきたいと思っております。

さらに望みたいのは、実際に佐川高校に行っている子供さんの保護者の皆さんに佐川高校に行ってこんな良さがあったなど、そんな面ももう少し表向きに出していただいて、子供さんが1人でも佐川高校に入学していただける、そんなような状況になれば非常に良くなるのではないかと考えております。

私も1人、3番目の娘であります。佐川高校にお世話になって3年間私も1年のときからPTAの会長を仰せつかっておりまして、3年間、本当に学校の先生方と楽しいいろいろ思い出をあって佐川高校を盛り上げておりましたが、今後もですね、行政は行政としてできる範囲のことはさせていただきますが、佐川高校の先生方にもですね、存続に向けてより一層、県教委とも協議をしていただくとともに、存続に向けて頑張っていただきたいと考えております。

宮崎議員におかれましても佐川高校のよさをもっと前面に出していただき存続に向け、私達に対しましてご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

お答えをいたします。

佐川高等学校は皆さんご承知のように、大正11年に県立佐川高等女学校として開校して以来、文教のまち佐川の最高学府として、また仁淀川流域の子供たちの高等教育の場として、ふるさとを支える多くの人材を輩出してまいりました。

また近年は体験型課題探求学習プログラム、いのち輝け～さくら咲くプロジェクト～や、地域貢献に取り組む地域マネジメント部の活動に代表されるように、地域の魅力を知り、地域社会に貢献しようとする人材を育成する取り組みを進めておりまして、これはふるさとを支える人材を育てる教育による地方創生を目指しております、佐川町のふるさと教育さかわ未来学構想と軌を一にしております。

ところが近年の児童生徒数減少の影響もありまして、教育効果の低下が心配され、さらには存続が危ぶまれるという状況になっておりまして、文教のまちの継承の意味からも憂慮すべきところと考えております。

そこで佐川高校の生徒数減に歯止めをかけ、教育の振興を進めるためには、町立小中学校で佐川町の恵まれた教育的風土と地域資源を活かして、ふるさと教育さかわ未来学の充実に努めるとともに、中学校と佐川高校との連携を深め、佐川高校の教育とその成果を中学生に伝え、進学者数を確保することが重要と考え、第三期佐川町教育振興基本計画の施策に魅力ある佐川高校づくりの支援と位置付け、中高生会議を開催して生徒たちが交流とともに活躍できる場の設定に取り組んだり、佐川高校と町立中学校で教員や生徒の交流を進めるなど、有効な施策を今模索をしておるところです。

これを受けまして町立中学校では、佐川中学校の3年生が佐川高校のさくら咲くプロジェクトの発表会を参観したり、佐川中学校の英語の授業や放課後の加力学習を佐川高校の教員が支援するなど、中学校と佐川高校との交流連携を進め、生徒たちの佐川高校への理解を進める取り組みをしております。

今後ともこのような施策を充実させながら、県教委に対しましてふるさとを豊かにする学力を身につけ、地域を支える人材を育てるという方向で佐川高等学校の教育の充実を働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

6月の一般質問の中でも、私は佐川町は皆さんが幸福になるようにという旗を立てていただきたいという思いで、一般質問したわけですがけれども、この佐川高校の教学のあり方というか、そこにも町長としてのもう私は旗を立てていただきたい、施策はもう、いろんなもう本当にもう至れり尽くせりというのはもう十分わかっております。

だから本当にその思いが仕事をするので、ぜひ思いを固めて、本当に佐川町を文教のまちとしていきたい、私もいきたいし、佐川町全体がそういう方向に向くことを切に希望しております。

また昨日はですね、森議員が新図書館のさくとの答弁のことをお聞かせい

ただきまして、私の今回の質問の意味が生けると、本当に私はすごくワクワクした質問を聞かせていただきまして、もう佐川町からすばらしい人材が輩出することを願ひまして、この一つの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、2つ目の質問でございます。

梶原町の事例に基づく、小さな拠点づくりの考え方について伺いをいたします。

佐川町から見て西部に位置する梶原町におきまして、経済活動における小さな拠点づくりが進んでおります。つまり高齢化や人口減少が続く中で、もっと小さな単位の集落。それぞれが自前で生き残ることが大事であるため、自分たちでできることは自分たちです、地域住民による地域住民のための循環型の小さな経済を作るということでした。

梶原の事例をまとめた記事に目を通してみますと、地域で様々なものを商品化、事業化していることがわかります。

例えば、地域のガソリンスタンドでコンビニ的な機能の他、葬儀まで請負うなどの地域の便利屋として住民のニーズに応えている事例や、高齢化による途絶えそうになっていたキジの生産を採算ベースに乗せようと奮闘している事例、同じく高齢化による風前の灯火だったアメゴの養殖の事業化、ジビエ肉の販路開拓、焼肉のたれの商品化、キクイモの栽培と商品化など、地域の特性に合わせて、実に多彩にわたる挑戦を進めていることがわかりました。

私がこの梶原町の事例に注目したのは、国の支出としても、地方交付税の額が30兆円を超える莫大な金額がかかっている中で、このまま高齢化や人口減少による地方産業の衰退や税収の低下が進むような流れに身を任せるのではなく、自分たちで自分たちの地域を盛り上げ立てようと頑張っている姿に、地方自治体のあるべき姿を見たからです。

そこで質問でございます。

補助金頼みの地域社会から脱して、小さな集落レベルでの経済活動が進むような取り組みを佐川町として考えておいででしょうか、伺いたいします。
まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではお答えをさせていただきます。

人口減少や高齢化が著しく進行していますこの中山間地域におきましては、地域の商店の消滅や基幹産業である農業担い手不足など、住民生活の集落機能の維持が困難となるなど、そうした課題が浮き彫りになってきているところでございます。

高知県内におきましても地域の維持、創生を図るため、住民が主体となっ

て近隣の集落同士で連携しながら、地域での支え合いや活性化に向けた取り組みを行う、小学校区単位での小さな拠点づくりが進められてきております。

梶原町と同様に、当町におきましても町内4カ所にある集落活動センターが、小さな拠点として地域のイベントや各地区の伝統文化の継承事業などを行うことによりまして、集落の維持再生に取り組んでできているところでございます。

集落活動センターの取り組みにつきましては、それぞれ各地域の特色があります。ご質問にありました梶原町の集落活動センターにつきましては、地域住民によりまして、地域のための経済活動をする場として、機能しておりまして、今宮崎委員もおっしゃられたように、閉店による地域から消えた、そういったガソリンスタンドの建設の運営とか、そういったものに取り組んでいるというようなことをお伺いしております。

当町の集落活動センターにつきましては、まず第一に地域住民が主体となって安心して暮らしていける地域づくりを、無理なく継続していく取り組みのほうという考えのもとに取り組みを進めてきております。

地域の課題やニーズ、こういったものを収集いたしまして、その問題に応じて解決する取り組みを行ったり、尾川踊りや花取踊り、太刀踊りなど、各地区の伝統文化の継承活動や、地域広報誌の発行、防災教室の開催、保育園や小中学校だけでなく、高校生や大学生といった世代間の交流、キコリンジャーなど地域おこし協力隊のイベント開催など、直接収益にかかわらない事業についても積極的に取り組み、地域の活性化、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでできているところでございます。

収益事業のほうにつきましても、バイカオウレン花まつりやたらふく秋祭り、尾川の桜まつりや黒岩のビアガーデンなど、各地区がイベントごとで収益を上げる取り組みや、カレー、かき氷といった販売、またモーニング、ピザ焼き体験など、直販市なども行っておりまして、一定の収益のほうも上げてできているところでございます。

各地区、地域住民が主体となりまして、地域や世代を超えた様々な機関と連携を図りながら楽しみを見い出し、安心して暮らし続けられる集落づくりに継続して取り組んでいただいていることに、頭が下がる思いでございます。

今後におきましても、経済活動となる収益事業も含めまして、各事業において取り組んでいただいている事業の要望などがありましたら、しっかりと支援し、住民の皆さんとともに、地域の活性化につながる取り組みのほうを進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

4 地区の集落センターのそれぞれの活性化が進んでいるということは本当によくわかりましたし、これが収益につながっていきますように、本当に私もワクワクした感じで聞かせていただきました。

また行政と民間企業の推進につきましても、また下川議員が今日も言われましたように、介護事業のほうもお互いに理解をして進めていっていただけるようお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、3 つ目の質問でございます。

年末に予定されているマイナ保険証及び保険証普及に伴う現状の保険証廃止について、本年 12 月に、現行の保険証への切り換えが進められております。しかし、このマイナンバーカードの発行を希望しない人に対しては、資格確認書が郵送されてくるはずなのに、厚労省のホームページでは、資格確認書についての記載が目立たない位置に本当にさらっとなしか書かれておりません。あたかも、マイナンバーカードを取得しなければならないと思わせるような書きぶりを感じます。

また実際に住民の方でも、12 月以降はマイナ保険証を発行、利用しなければならないと思っている方も多く、不安を感じておられ相談にも来ていただいたりもしております。

改めてお伺いしますけれども、12 月 2 日以降の取り扱いはどうようになっておりますでしょうか。

住民課長（真辺美紀君）

私から宮崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

本年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証の発行はなくなります。

マイナンバーカードに保険証の利用登録をされている方は、マイナ保険証を利用します。マイナンバーカードを取得していない方、もしくはカードは持っているけれども保険証の利用登録をしていない方々には、被保険者証のかわりとなる資格確認書を発行いたします。ご安心ください。

現在発行いたしております国民健康保険の有効期限、保険証の有効期限なんですけれども、令和 7 年、1 年先の 7 月 31 日となっておりますけれども、その期限が到達するよりも前に、70 歳とか 75 歳になられる方は、少し有効期限が短く設定されている場合もございますので、本年 12 月 2 日以降にその有効期限が来る方につきましては、有効期限が到達した後は、マイナ保険証をご利用いただくか、もしくは資格確認書の交付を受けるかのどちらかになります。

その他にも、今年の12月2日以降新たに保険証の交付が必要な場合、また、住所変更等で保険証の記載内容に異動があった場合なども同様の取り扱いとなります。

この資格確認書は当分の間、保険者が必要と認めた方につきましては、本人の申し出に申請によらずに、保険者が職権で交付することができるようになっておりまして、対象対象者といたしましてはマイナンバーカードを取得していない方や、保険証の利用登録を行っていない方々になります。

来年の被保険者証更新の際は、現行の被保険者証の有効期限である令和7年7月31日が到達するまでに、マイナ保険証を利用している方には資格情報のお知らせというご案内をいたしまして、それ以外の方へは、来年の8月1日から使える資格確認書を郵送するようになります。以上でございます。

6 番（宮崎知恵子君）

よくわかりました。ありがとうございます。

マイナ保険証を取得するか、資格確認書を取得するかは、任意のはずですよ。

住民課長（真辺美紀君）

議員がおっしゃいますとおり、マイナンバーカードの取得や保険証の利用登録はご本人の意思によるものであって、強制ではございません。

周知方法につきましては、国民健康保険、後期高齢者医療ともに、今年の7月に被保険者証を郵送した際にチラシを同封させていただいております。

また、マイナンバーカードの交付時にも、窓口におきまして保険証の利用登録や資格確認書のご案内もさせていただいておりますので、不安に思われることがあればいつでも役場住民課までご相談いただければと思います。

また今年の11月の広報誌へも掲載するように準備しておりますし、今後マイナ保険証を利用することのメリットを継続して広報していき、マイナ保険証の利用拡大に向けて、皆様のご理解を得られるよう周知をしていきたいと考えております。

なお、マイナ保険証や資格確認書の取り扱いにつきましては、各保険者同じですけれども、被用者保険である各種健康保険や共済組合では、保険証に有効期限がないなど、国民健康保険や後期高齢者医療保険とは少し扱いに違いがあります。

今回ご説明させていただいたものは、市町村が保険者となる国民健康保険と後期高齢者医療についての内容でございます。よろしくお願いいたします。以上です。

6 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

現在しきりに利便性が向上すると喧伝されているマイナンバーに対して、私は危惧を感じているので、ちょっとこういう質問をさせていただきましたけれども、そこには私としての理由がありまして、マイナンバーはそもそも税制上の制度であって、徴税に用いられるものであるからです。

昨今のコロナ対策におきまして、過剰に恐怖を煽り、不必要なロックダウンなどを行った結果、経済活動が著しく停滞し、多額の給付金や補助金を支出する必要に迫られ、そのコロナ対策の予算としまして、令和2年単年だけで77兆円を支出したと報道されております。

佐川町におきましても、令和2年から令和5年にかけて、コロナウイルスのワクチン接種と接種体制確認のために、合計1億5千万円以上が国庫負担の補助金として入っております。

佐川町に限定してもこれだけの額なのですから、全国の市町村を合計したら天文学的な額に上るのは間違いないと思います。それだけの信じられないような金額の支出に対して、後々、税金などの形で債費の回収が始まるのではないかと危惧をしております。

そしてそれを裏付けるように、政府内では実際にマイナンバーを活用した資産課税について、議論がされているという事実もあります。そこにかかわらず、利便性の向上に保険証がなくなるという大義のもとで、よくわからない国民がマイナンバーを取得するように誘導されているように思い、今の政府の進め方に対して疑問を感じております。

町におきましても、マイナンバー普及率と交付金の額を連動する施策がとられている現状ではないかと、非常に苦しい舵取りをされているのではないかと推察されます。私は国に対しても、このような施策はやめるべきと述べさせていただきたいと思います。

また、先ほど指摘した不必要なロックダウンの影響は、地方にも色濃いダメージを与えており、経営が成り立たなくなった会社や、商店が閉業に追い込まれた事例がたくさんあります。倒産件数は、昨年とまれにみる増加率を記録し、本年も件数は増えるだろうと予測されております。

こうした経済の重さの中ではありますが、その中で先ほど梶原町の事例のように、地域レベルで事業化にチャレンジするなどのケースが、地方の雇用を守り、ひいては財源を確保する要因になると思います。

佐川町で産業が成長していけば、その分、町の財源が潤い、交付金に頼る、気にする必要がなくなっていくのではないかと私は思っております。

以上、3点を質問させていただきまして、私の質問とさせていただきます。
ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、6番、宮崎知恵子さんの一般質問を終わります。

引き続き、1番、齋藤光君の発言を許します。

1番（齋藤光君）

1番議員、齋藤光です。

通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

よろしくお願いします。

まず最初に、先月、日向灘沖を震源とする地震から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。今回はその地震災害に関連する質問をさせていただきたいと思います。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）という初めて聞くような警報が発表されましたが、まず南海トラフ地震臨時情報とは何だったのか、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

齋藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

南海トラフ地震臨時情報とは何かというご質問でしたが、内閣府のホームページによりますと、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合などに、情報名の後にキーワードが付記された形で、気象庁から発表される情報とされております。

気象庁におきまして、マグニチュード6.8以上の地震等の異常な現象を観測したのち、5分から30分後に南海トラフ臨時情報（調査中）が発表されて、その後、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の臨時会合における結果を受けて、該当するキーワード、調査終了とか、巨大地震注意、またあるいは巨大地震警戒というキーワードをつけた、臨時情報が発表されるものとなっております。

つまり、南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ全域を対象に、地震発生の可能性の高まりについてお知らせするものでございます。以上です。

1番（齋藤光君）

ありがとうございます。

南海トラフ全域を対象に、地震発生の可能性が高まった状態ということ、それについてのお知らせということで、これは2019年に制度ができてから今回初めて発表されたということだったので、皆さんが聞きなじみないのも

理解できる内容かなと思います。

それでは今回の臨時情報が発表されてからの、佐川町がとった対応はどのようなものだったのか、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

当町におきましては、今回の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、この発表を受けまして、地域防災計画に基づく配備体制の方を敷かせていただきました。そして町長をはじめといたします各課局次長で構成されました対策会議のほうを、発表後から配備を解くまでの間、合計5回開催をいたしまして対応を協議いたしました。

この間、高知気象台とか県などから情報収集を行うとともに、改めて備蓄品であったり資機材、それから通信機器の通信方法の確認など、業務継続計画のほうに基づきまして地震後の、特に応急対策業務につきまして対応、体制の確認を行ったところでございます。

また住民の皆様に対しましては、防災行政無線などを通じまして備蓄品や自宅の屋外屋内の安全確認、それからご家族との連絡方法や避難先を決めておいていただきたい旨の呼びかけを行うとともに、ご自宅が耐震構造になっていないなど不安を抱えておられる住民の皆様に対しまして、自主避難者用の、失礼しました。自主避難用の避難所といたしまして、総合文化センターのほうを開設させていただきました。

なおこれらの対応につきましては、発生から1週間が経過しまして特段の変化を示すような地震活動や地殻変動のほうを観測されなかったことにより、8月15日午後5時をもって、特別な注意の呼びかけの終了が内閣府から発表されたことに伴いまして、配備体制を解除するとともに避難所のほうを閉鎖させていただいております。

これが当町でとりました対応となります。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

町長をはじめとした職員の皆様に対策会議を行ったことや、避難所の開設などの様々な対応をされていたことを把握することができました。佐川町役場の職員たちも緊張状態が続き、大変だったと思いますがありがとうございます。

佐川町として防災対応する中で、巨大地震注意発表後の町民の反応であったり、役場への問い合わせや避難所の様子はどうかだったのか、把握している

ことを教えていただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

それではご質問にお答えをさせていただきます。

この臨時情報が気象庁から発表されました8月8日午後7時15分から、特別な注意の呼びかけの終了が内閣府から発表されました8月15日午後5時までの間、職員が役場のほうに24時間常駐しておりましたが、この間、住民の方からの問い合わせについては2件ございました。

また、自主避難所として文化センターを開設しておりましたが、避難してこられる方はいらっしゃいませんでした。

また、臨時情報の発表直後に町民の方から役場への問い合わせが殺到したりすることもなく、また特別な注意の呼びかけの終了までの間、町内の様子をうかがい知る範囲では、大きな混乱もなく冷静にご対応いただいたのではないかと認識をしております。

ただ、町内の防災用品を扱う事業所さんのほうに聞いてみましたところ、臨時情報発表後には、水や家具への取り付け金具などの防災用品を求めまして、多くの方が来店されていたとのお話のほうは伺っております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

町民の皆様は大きな混乱もなく比較的冷静に動いていたということで、問い合わせは1週間で2件ですかね。避難所のほうも、避難者はゼロ人ということでした。

私も発表後、量販店に行ったらお水がなくなっていたりとか、ざわざわしてるのは少し感じましたが、概ね落ち着いていたかなと僕も印象を受けております。

今のところ大地震などの災害は起きていませんけれども、災害時にインフラが被害を受ける可能性は大いにあります。その中でも、通信インフラに關しての被害に関してはどのように考えているかをお聞きしていきたいと思ひます。

能登半島地震では大規模な通信の途絶により、救助や復旧に大きな影響を与えました。孤立集落などでは必要な情報が届かず、被災状況すらわからない状態に陥る課題が浮き彫りになりました。

佐川町役場ではこのような大規模な通信の断絶などがあつた場合に、国や県に救助要請や被害状況を伝えるなどの特別な通信手段はあるのか教えていただきたいと思います。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

通信体制についてですけれども、県が整備主体となりまして、県内の市町村、消防本部及び関係機関とは、地上系と衛星系の二重化により通信体制のほうが確保されております。

地上系につきましては、私達が高知県防災行政無線システムというものでして、デジタル無線回線のほうでつながっております。

機能といたしましては電話、FAX機能がありまして、県庁や土木事務所、それから福祉事務所、林業事務所といった県の機関、それから県内34市町村、15消防本部、12災害拠点病院、そして報道機関や自衛隊、気象台、海上保安部のほうで構成をされております。

衛星系につきましては、地域衛星通信システムといたしまして、電話、FAX、また映像受信機能がございまして、県庁、県土木事務所、県内34市町村、15消防本部に加えて、内閣府や消防庁と、47都道府県、他、都道府県の市町村、一部除きますけれども、消防本部の方とつながっております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

地上系と衛星系の2種類の通信網が確立されているということを確認し、安心いたしました。

しかし今回もう一つの情報伝達手段として低軌道衛星回線の運用の提案をさせていただきたいと思います。

従来の衛星回線は高度3万6千kmの上空の衛星と地上をやりとりするもので、特に衛星電話に関してはつながりにくく、利用料金も高いことがデメリットとしてありました。

しかし今広がりを見せている低軌道衛星回線は、高度500km付近を飛び、地上との距離も近いので遅延も少なく、通信も安定してるのがメリットと言えます。

デメリットとしては低いところを飛ぶので、人工衛星1基あたりがカバーできる範囲が少なく、大量に人工衛星を飛ばさなければ実際には使えないという課題がありました。

電気自動車で有名なテスラ社の代表であるイーロン・マスク氏は、航空宇宙メーカーのスペースXという会社も運営しています。そのスペースXが提供するサービスにStarlinkという名前があるんですが、それは低軌道衛星回線によるインターネット通信サービスです。Starlinkでは

先ほどの低軌道衛星のデメリットをカバーするために、すでに約6千基の人工衛星を打ち上げ飛ばしております。これは4万基までに増やそうとしているそうです。

ちなみに去年、2023年のスペースXのロケット打ち上げ回数は100回だそうです。これは週2回ほどロケット宇宙に飛ばしていることになります。

前提の話が少し長くなってしまいましたが、Starlinkはアンテナ代が約5万円で、月額6千円程度で利用することができます。一般家庭でも利用できる価格帯なので、すでに使われてる方も多くいるようです。

そして宇宙軌道上にインフラが存在しているので、地上の災害の影響を受けません。雨や雪などの天候状況でもしっかりとつながるそうです。アメリカのStarlinkにかかわらず、国内の通信業者も低軌道衛星事業に参入する意向を見せております。

佐川町役場でも災害を想定して、低軌道衛星回線を利用した通信手段があってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

ご提案をありがとうございます。

町のほうではこれまでに、平成26年度に衛星携帯電話を4基整備しておりましたが、本年7月末に通信事業者のほうから衛生機器の不具合によりまして、安定的な通信サービスを継続して提供できるめどが立たないといたしまして、本年8月末をもって通信サービスの提供を終了するとの通知があったことに伴いまして、代替の通信サービス、携帯端末の購入も含めました代替の通信サービスの導入が急務となっております。

このため、本議会のほうにこのサービス導入に係る補正予算の方を計上させていただいておりますが、携帯端末購入を含めました代替の通信サービスの導入に当たりまして、結構メリットもあるというふうなお話も伺いました。

議員さんより、このご提案をいただきました内容につきまして、今一度、内容であったりとか、導入費用であったりとか、それから通信費などの詳細を研究させていただきまして、まだ導入対象の通信サービスとなるかを検討させていただきたいと考えております。ありがとうございます。

1番（齋藤光君）

衛星電話は佐川町も保有していましたが、トラブルによってサービス終了になり、代わりになる通信サービスの導入に対して補正予算組んでいるところで、この災害時の通信手段のもう一つのルートとしての提案をさせていただきましたが、早速、検討というか研究をしていただけるとのことで、スピード感のある対応に感謝しております。

昔から私は宇宙が好きです。そこまで詳しくはないんですけどもロマンを感じております。しかし現在ロマンだけでなく、もうすでに生活圏内に実感できるほど宇宙の開発が進み、これからも急激に宇宙開発が進んでいくと確信しております。

それではこの項を、質問を終わらしていただき、次の質問に移りたいと思います。

次に林業政策についての質問に移ります。

今年度、県の林業補助金である高知県みどりの環境整備支援事業の補助金が減額されました。間伐の補助金に対しては3分の1の減額でした。

林業従事者は日本で一番死亡率の高い危険な仕事です。死亡率は全産業と比べると10倍以上、建設業と比べても5倍以上作業中の死亡リスクがあります。

実際に林業の業界で働いていても、周りでの死亡事故の話はたまに聞きます。私自身、作業中に1年に1回はゾワッとするような危ない思いをすることがあります。危険で給与水準もそんなに高くない林業の補助金が減額されたことについて、非常に残念に思っております。

このままでは高知県の林業が衰退し、山に関心を持つ人もいなくなり、ただ荒れた山が未来の世代へ渡されることになりかねません。

佐川町では持続可能な森林整備として町を挙げて行っております。今の県の補助金水準では、とても持続可能とは言えません。県が減額した補助金ですが、佐川町のほうで何とか上乗せをすることはできないでしょうか。よろしくお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それではお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、佐川町が活用しております高知県みどりの環境整備支援事業費補助金、これにつきましては令和6年度から保育間伐及び搬出間伐の1ヘクタール当たりの補助金額が約35%減額となっており、作業道の開設に係る補助金におきましても、作業道の幅員によりますが1メートル当たり200円から500円の減額となっております。

これを受けて佐川町が作業者に対して支援する事業につきましては、事業名につきましては県の要綱改正に合わせまして、佐川町みどりの環境整備支援事業費補助金と名称は変更いたしますが、間伐や作業道整備などの各補助メニュー及び補助額につきましては、森林環境譲与税を活用し、県の上乗せをして昨年度との同額となるようにしております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ご回答ありがとうございます。

まず昨年度と同額に上乗せの方向で上乗せをしていただけているということ
で安心をいたしました。ありがとうございます。

次に佐川の今後の林業政策、森林整備についてお聞きいたします。

先ほど触れたように、佐川では持続可能な森林整備を行っております。そ
して佐川町が進める自伐型林業の推進のため、地域おこし協力隊を活用し森
林整備を進めてきました。また自伐型林業の地域おこし協力隊は実施をし始
めて 10 年という節目を迎えております。私自身、制度開始から 4 年目に佐
川町へ地域おこし協力隊として着任しましたので、感慨深いものがあります。

ここでお聞きしたいのは、今後、佐川町としては持続可能な林業、自伐型
林業をどう展開していくのか、町としての考えを聞きたいと思います。

具体的には、自伐型林業を今後も推進していくつもりなのか、そして地域
おこし協力隊の募集採用は今後どうしていくのか、この 2 点をお聞きしたい
と思います。よろしくお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

まず林業政策についてですが、当町が自伐型林業の取り組みを始めて 10
年が経ちまして、取り組み前と比べますと担い手は確実に育成できておりま
すし、森林整備も進んできております。

また森林整備が進むことに併せまして、間伐材が搬出され、また一部では
その材を活用した製品というのでも販売されるというような形で、一定成果が
上がってきていると考えております。

その一方で、森林所有者と管理契約を締結している山林の中でも、作業道
を入れることができないなどの理由により、手つかずの山林も多くございま
す。こういった山林も適切に管理していくために、今年度からはこれまで実
施をしてきました搬出間伐とあわせて、計画的に切り捨て間伐にも取り組み
をし、適切な森林管理を進めていきたいと計画をしているところです。

今後におきましても、地権者の方からお預かりをした山林を適切に整備、
管理をすることで、森林の持つ多面的機能の回復を図るとともに、財産とし
ての価値を高め、また林業の担い手の方が継続して地域の山を守る仕事に従
事できることで定住をしていけるようになる、そのような状況になるように
その時の課題、状況に合わせて、必要な森林政策を実施していきたいとい
うところで考えております。以上です。

申し訳ございません。あと協力隊についてですが、現在協力隊、これまで

に40名の林業に関する協力隊を採用してきております。

現役の協力隊3名を除いた37名のうち、27名の方が現在も当町に定住をしていただいております。また37名のうち、18名の方がまだ何らかの形で林業関係の仕事に従事をしていただいているという状況です。

今年度、令和6年度の協力隊につきましては、現在1名採用しておりますが、まだ定員に達していないため、現在随時募集をしているというところでございます。

また来年度、令和7年度につきましても、引き続き協力隊を募集するところで計画をしております。以上です。

1 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

まず森林整備が進んでおり、これからも適切な森林管理のため、必要な森林政策を実施していきたいということで、募集採用に関しては現在、今年1名、随時募集をしていて、来年度も引き続き募集を続けていくということを確認しました。

続いて、現在佐川町では、佐川町役場が町内の山林を集約し自伐型林業の卒業生により整備すると、全国で見ても大変珍しい取り組みをしております。佐川町の植林された山林の面積は5千ヘクタールほどあると思いますが、現在はどの程度集約化事業が進んでいるのでしょうか。お答えをお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

現在管理契約を締結している山林面積ですが、一部広葉樹も含みますが、令和6年8月末現在で988ヘクタールとなっております。以上です。

1 番（齋藤光君）

988ヘクタール、ほぼ1千ヘクタール、約1千ヘクタールですが、今後も順次集約化が進んでいくと思いますが、集約された山林の整備は現在の地域おこし協力隊の卒業生で整備していけるのでしょうか。感覚的には人数が少ないと感じますが、その点はいかがでしょう。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

現在協力隊の任期を満了して林業の担い手となっている方は、先ほどご説明させていただきましたが18名いらっしゃいます。

この人数で足りるかどうかについてですが、森林整備をされている方が掛け持っている兼業のほうの仕事に当てる時間の割合や、山林の現場の条件、または効率よく作業するための個人の技量、また搬出間伐をするのか、切り

捨て間伐をするのかといった、整備手法の違いによってその判断というのは変わってくるかなと考えております。

現在、協力隊を満了した方と、定期的に来年度以降の整備計画に、今年度を含めた今後の整備計画についてヒアリング等も行っております。そういった状況を踏まえますと、来年度、令和7年度については継続して協力隊を採用したほうがいいという判断を現段階ではしております。以上です。

1 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

現段階で令和7年度の採用に踏み切ったということで、お答えいただいたかなと思います。

佐川町の自伐型林業が走り始め、とても珍しい試みとして世間からも多くの注目を集めました。その結果、私のような移住者が自伐型林業のスタイルに憧れ、移住をし、佐川町で林業に挑戦をしています。

今、林業の世界において人手不足に悩んでおります。たくさんの事業体や組合が人手の確保できずに、いろんな挑戦や工夫をされています。それでも人は増えませんし、定着がなかなかしないという声が聞こえてきます。

しかし佐川町にはたくさんの地域おこし協力隊が移住をして林業に取り組んでおります。協力隊卒業生も現役の協力隊も、他の事業体やよそからお誘いがくるような人材となってきました。

ここで一度、佐川町の林業をみんなで話し合っ方向性を確認して、今後の佐川町の林業を考えていただきたいと思います。この項の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

次に佐川町の移住政策についての質問に移りたいと思います。

以前から何度も質問させていただいておりますが、今回もう一度整理しておきたい部分がありますので、聞かせていただきます。

今、佐川町として、移住者確保に向けての取り組みを様々行っていると思いますが、取り組みを行う上で、現在どのような課題があると考えているのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではお答えをさせていただきます。

まず移住者が移住するに当たりましての課題といたしましては、住むところ、居住と仕事になるかだと思います。

居住に関しましては、現在移住促進住宅でありますとか空き家活用住宅、空き家バンクへの物件の登録など、一定数確保しているところですが、この

ことにつきましては引き続き、空き家バンクへの登録、こういったものをすすね、進め、居住の確保に進めてまいりたいというふうに考えております。

また仕事の部分につきましては町内でというふうになりますと、まずは農業を初めとする一次産業に従事していただくことや、この他、企業誘致などが考えられるかと思えます。地域おこし協力隊としての就農につきましては現在も実施をしておるところですが、企業誘致となりますとなかなかハードルの高い部分があるのではないかとというふうに思っております。

しかしながら当町は、自家用車やＪＲを使いまして高知市等への通勤も可能でありますので、こういった地の利のＰＲ、こういったものも進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

様々な課題、特に住居と仕事の課題が、今、言っていただきましたけれども、町としても課題に向かって取り組んでいることがわかりました。

町が課題に向けて取り組んでいただけてるのは重々承知しておりますが、今回仕事の部分へさらに視点を向けてお話をさせていただきます。

今回お話をさせていただくのは、特定地域づくり事業協同組合の制度についてです。

まず年間をつうじての仕事が少ない地域などでは、１人を１年間雇用するのに一つの仕事では難しい場合もあり、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できないという実情があります。

これは労働世代の人材流出や移住の障壁につながります。佐川町もこういった課題に直面していると感じております。こうした中、総務省の事業の中に、特定地域づくり事業協同組合制度があります。

この制度の目玉は、大きく分けて３つあると感じています。

１つ目は、マルチワークとして様々な仕事を組み合わせて年間をとおしての仕事を作り出すこと。農業やサービス業などの繁忙期など、人手が欲しい事業者にもマッチする制度です。

２つ目は社会保険への加入です。この制度は組合を立ち上げ、派遣職員を事業者へ派遣する形になりますが、組合が派遣職員を雇用する形になり、事業者は利用料金を払い派遣労働してもらうことになります。ですので、組合のほうで社会保険を整備することができます。

事業者にとって社会保険や雇用に関する負担が軽減されることが考えられますし、労働者側からもメリットがあります。

３つ目は無期雇用です。この派遣制度は期間の限定がなくいわゆる期間契約などではないため、労働者にとっては安定して仕事をすることができます。

総務省はこの制度を、移住定住政策だと考えており、地域の活性化、地域のために地域で働く地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備のための制度だということでした。

ここで財政支援の制度について少しお聞きしたいのですが、今まで組合の目的や効果などは少しお話しましたが、財政支援の制度を詳しく教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

齋藤議員もおっしゃられましたように、この特定地域づくり事業協同組合の制度につきましては、そういった年間をつうじて中山間地域に有利であると言われる移住対策の事業として取り上げている部分がございます。

その財政面についての支援ですが、まず事業を運営いたします協同組合、ここが派遣職員の人件費を含む運営費に要する費用、これのうちの2分の1を、さっき議員もおっしゃられましたように、この組合員の利用料金、これの収入をまず充てることとなります。

残りの2分の1を、町がですね、国の特定地域づくり事業推進交付金などを活用いたしまして、これを組合に対し助成することとなります。助成の対象といたしましては、まず1つ目といたしまして派遣職員に要する人件費、これが1人当たり年間400万となっております。この他事務局の運営費といたしまして年間600万。これがこの助成の対象というふうになっております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

派遣職員1人当たり年間400万円で、事務局の運営費に年間600万円の補助が出ると。そして、すいません。自治体の負担と特別交付税のことについてももう少し詳しくお聞かせをお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをいたします。

先ほどまず人件費の400万と、1人当たりですが、それと運営事務局の600万とはこれ、補助対象経費というふうになります。これの2分の1がまず組合の利用料金であります。残りの2分の1を町が国の事業等を活用してということですが、そのうちのですね、まず町が補助する分の2分の1、いわゆる全体事業費の4分の1。これがこの国の推進交付金の方になります。

全体事業費の8分の1が特別交付税の対象となりますので、純然たる町の負担分といたしましてはこの事業のうちの8分の1というふうになります。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

すいません、お答えありがとうございます。

佐川町の実質的な町負担が8分の1ということで、非常に有利な財政支援の制度があることが確認することができました。

ここからはこの制度をもし佐川町が利用していくことになったとして、考えられるメリットやデメリットについてお聞きしていきたいと思います。

まず、私が思う限りの考えをお話しさせていただきます。

メリットについては、雇用のハードルが下がり、今まで人手不足で悩んでいた事業者等が比較的に取り組みやすいこと。そして、他の自治体での実績を見てみると、派遣労働者の7割が移住者で、退職者の7割がその後地域に定住しているとのこと。移住定住政策としても効果が発揮できそうな制度になっております。

デメリットとしては、やはり幾ら財政支援の制度があるとはいえ、外部による補助金に頼り切ってしまうと、支援制度の打ち切りがあった際に、立ち行かなくなってしまう、持続可能とは言えない点がデメリットとして考えられます。

私としてはこのような考えに至りましたが、ぜひ佐川町執行部の優秀な頭脳もお借りしたいと思いますので、現時点で考えられる制度のメリットやデメリットをお聞かせいただきたいと思いますよろしくお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

まずこの事業に要する費用といいますのは、年間つうじての事業所の費用ではなくて、分散といいますか基幹型になってきますので、こういった町内の事業所でそういった一定期間にですね、労働を要する人材を確保できないと、こういったことによって収益に影響が出ていると、こういった事業者がもしあるようでしたらこの制度をですね、いくつか組み合わせて活用することでメリットのほうが出てくるのではないかと、というふうに考えております。

またこうした一定期間に人材をする事業者が少なかった場合、こういったところが少ない場合はこの制度を活用することによって、この組合のほうを運営していく上でのこの利用料金の収入、こういったことが見込めなくなってくるので、そういった場合はですね、この運営自体が困難になるのではないかと、ということがデメリットの1つではないかというふうに考えております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

今デメリットについてお答えいただきましたけれども、できればメリット

についても少し教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。
まちづくり推進課長（岡田秀和君）

すいません。メリットは最初にちらっとお話をさせていただきましたが、一定期間にですね、こうした人材が確保できないことによって収益に影響が出ているという事業者が幾つかあるようでしたら、こういったことを組み合わせることで、その事業者の収益増というところでメリットが出てくるといふふうに考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

すいません、二度もお話しさせてすいませんでした。ありがとうございます。

今メリット、デメリットお話しされましたが、私自身はメリットのほうが大きいのではないかなと考えております。

少々具体的な話になりますが、佐川町がこの制度を実施するにあたっての課題、乗り越えなければいけないハードルなど、先ほど発言されていたかもしれませんが、現時点で把握している内容のものがあれば教えていただきたいと思います。

制度を実施するにあたっての課題や、乗り越えなければいけないハードルですね、よろしくお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えさせていただきます。

まずですね、先ほど申しましたようにこの一定期間の労働者が、こういった人材が不足している事業者がどのくらいあるのか。そういったところをしっかりと精査する必要があるかというふうに思います。

その中でこの制度を活用したい、そういった事業者がどれだけあって、その事業者で運営する、運営に要しますその経費のうち、組合の利用料金として収めていくのか、可能であるか、こういったところをしっかりと精査していくことが、今後事業等に向けての課題ではないかというふうに考えております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

先ほど他の自治体の事例でも少しお話ししましたが、利用者の7割が移住者、そしてその後の7割が定住ということで、そして退職後の4割が派遣先の事業所に就職しているとのことでした。

事業所が求人を出すというのはなかなか難しいものがありますが、リスクを取って勇気を振り絞って求人を出して、うまくマッチしなかったらどうし

ように考える事業者も多いと思います。しかし派遣で関わっていく中でお互いに信頼関係が芽生え、直接雇用に至るケースが4割あるとなれば、雇用システムとしても優秀だと感じています。

そして移住定住政策が目立つ制度ですが、地域内の人材の雇用流出防止の面でも、地域内の人にも利用できる制度になっております。

他市町村の事例では、組合の派遣職員はできるだけ地域の清掃活動やお祭りへの参加も奨励していたり、地域づくり人材の育成の面でも協力している自治体が多いようでした。

佐川町でもぜひ、一度この制度が有効かどうかも含めて、制度を利用したい事業者がどの程度いるのかなどを含め、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをいたします。

現在ですね、通年で人材が不足していると、こういった事業所のお話につきましてはお聞きもしているところでございます。

人口減少対策に関する各事業に取り組む中で、地域の実情の変化も感じられるところがありますので、この特定地域づくり事業協同組合の制度が、今後の佐川町にとって有効なのか。関係機関などとも情報しっかり共有しながらですね、考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

お答えありがとうございます。

引き続き、調査研究、制度の利用方法なども考えていただきたいと思いますと思います。

それでは最後に佐川高校についての質問をさせていただきます。

先ほど宮崎議員からも質問がありましたので、重なる部分に関しては簡潔にお答えいただいて構いませんので、よろしくお願いいたします。

まず佐川高校は、仁淀川流域においてなくてはならない学校だと感じております。そんな佐川高校の入学者数は、今年度26名と聞いております。

これまでの入学者の推移と今後の予測について教えていただけますでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

齋藤議員の佐川高校入学者数の推移と今後の予測についてのご質問にお答えをいたします。

入学者数の推移につきましては、昭和23年に新生佐川高等学校が設置されて以来、記録がある中で昭和38年度の入学者数が最も多く、全日制で

311 名が入学しております。

この年全校生徒は全日制で 718 名、定時制が 111 名で合計 829 名。翌 39 年と翌々年にそれぞれ全日制で 270 名、251 名の入学があり、昭和 40 年に在籍生徒数が全日制で 818 名、定時制 149 名で合計 967 名を数え、この時期が最大規模です。

その後減少してまいりまして、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて、入学者数は全日制でそれぞれ 32、36、45、37、26 とうなりまして、全校生徒は全日制で 100 名、99 名、100 名、96 名と、定時制で 22 名、17 名、17 名、17 名、11 名で、全日制と定時制を合わせた総計が、122 名、127 名、127 名、元に戻ります 107 名となっております。

今後の予測といたしましては、平成 30 年に県教委が示した推計によりますと、高吾地区の中学校卒業生が、令和元年度に 619 名であったものが、令和 6 年度 521 名、令和 9 年度に 438 名と減少する見込みですので、佐川高等学校につきましてもこれに連動して入学者数が減少することが危惧されます。

また令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間の佐川町立中学校の卒業生の進学状況を見ますと、全進学生徒数が 418 名、5 年間です。

このうち佐川高等学校への進学者数は合計 85 名で 20%。これに対しまして私立高等学校へ 52 名、国立高知高等専門学校へ 16 名と、県立高知工業高等学校高知市立高知商業学校等、職業につながる学習や技術を習得する学校 87 名と、普通科を中心とする他の県立高等学校へ 263 名とこうなっております。そして、この進学者数が多様な進路選択をしておる、これにですね、JR 土讃線がかよっているなど佐川町が立地に恵まれ、交通の便がよいこともあわせまして、進学者数が多様な進路希望を持ち、それを実現するための選択をしているということがありますので、なかなか厳しい状況と考えられます。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

最盛期の人数が、入学者 829 名ということで、最盛期と比べると随分大きな差が出ていることが実感することができました。

高校存続は高知県だけの問題ではなく、佐川町にとって大きなテーマとなっています。佐川町としては佐川高校存続に向けて、どのような取り組みを行っているのか。お聞かせいただきます。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

佐川町の取り組みといたしましては、子供たちの教育と地域の振興を考え

たときに、佐川町のみならず仁淀川流域の最高学府であります、佐川高等学校の存続と振興は不可欠であると考えております。

そして佐川高校の生徒数、先ほど教育長の方からも答弁させていただきましたが、減少傾向を憂慮しております。これを解決するために、子育て支援に努め、少子化に歯止めをかけていくことと、学校教育の向上と特色化を進め地域の中学校に選ばれる学校となることが必要であると考えております。

このため町としまして、義務教育段階での子育て支援に努めるとともに、普通科につきましては地域に根差した佐川高等学校を後援する会、定時制につきましては佐川高校定時制教育振興会をつうじて支援をさせていただいておりますが、その上に、仁淀川流域の町村では、佐川高校を応援する機運を一層醸成させていただいて、県当局にも意見交換など様々な場面で佐川高校の存続と活性化について働きかけていきたいとも考えております。

先ほど前の宮崎議員の質問の中でもお答えさせていただきましたが、今後においてもですね、行政は行政としてできる範囲のことはさせていただきますが、佐川高校のね、やはり先生方にもですね、存続に向けより一層、県教委と協議をしていただき、存続に向けて頑張っていただきたいと思いますし、また齋藤議員におかれましても佐川高校のよさを、もっとPRしていただきたいと思います。

存続に向け、ぜひご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長（濱田陽治君）

教育委員会のほうの取り組みをご説明申し上げます。

先ほど宮崎議員にご説明したとおりです。

教育委員会は第三期佐川町教育振興基本計画の施策の中に魅力ある佐川高校づくりの支援と位置付け、中高生会議を開催して生徒たちが活躍できる場の提供に取り組むなど、有効な施策を模索しております。

また町立の小中学校がさくら咲くプロジェクトの発表会を参観しましたり、佐川中学校の英語の授業や放課後の加力学習を佐川高校の教員が支援するなど、中学校と高校との交流を連携を進めて佐川高校への理解を進め、進学意欲を高める取り組みを実施しております。

ただ先ほど申し上げましたように、非常に中学生が多様な選択肢をしております。これ自体は実は正しいことなんですけど、そういう状況の中で入学者数を確保するためには、佐川高校が何を目指していく学校なのかということをしっかり確かめて、その上で中学生の進路希望に応えるよう、一層教育内容を充実させる必要があると考えております。以上です。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

佐川町が行っている佐川高校存続についての取り組みや、町長、教育長の思いを確認することができました。

佐川高校が何を目指していくのか、教育内容の充実を考えていく必要があると教育長がおっしゃられましたが、確かに全国の高校の中では、統合寸前まで追い込まれながらも、様々な知恵と工夫で高校の魅力化を進めて、全国的にも有名になった高校がいくつかあります。

私のほうから二つ紹介させていただきます。

島根県の隠岐島前高校では生徒数が大きく下回り、いよいよ廃校寸前となったところで、危機感を持った地域の方々により地域と学校の両輪で再生へ向けて動き出しました。

島根県の離島にある隠岐島前高校ですが、唯一の高校がなくなれば進学を機に移住してしまう、そういった危機感がこの場合は強かったのではないかなと推測はできます。地域と学校の2つの柱で様々な活動をし、今では県外からの入試倍率は2倍だそうです。地域外からも魅力がある高校づくりの大切だと感じる事例でした。

もう一つ比較的近所では、愛媛県松山南高校砥部分校では、来年度ゲームクリエイションコースが新設されます。このコースでは、ゲームの開発会社の社員から様々な技術を直接教えてもらうことが目玉だそうです。まだ実際に動き出してはいないので、今後どうなるかわかりませんが、ゲーム市場は非常に大きく、日本が世界に誇れる強い分野であります。

ちなみに世界で歴代一番売れているゲームはマインクラフトというゲームです。約3億本売れているそうで、現在子供たちに大人気のマインクラフトですが、これはたった1人のゲームクリエイターが作り出しました。

スウェーデンの人だったと思いますが、たった1人で自分が遊びたいゲームを作りたいということで、マインクラフトが誕生しました。そして、世界で3億本のメガヒットをたたき出しました。

少し脱線してしまいましたが、全国で魅力的な学部や学科、特設コースなどが広がりを見せる中で、他にも成功事例や参考になる事例などありましたら、教えていただきたいと思います。

佐川高校は何を目指していくのかの参考になるとと思いますので、よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

まさにこれも佐川高校が一体地域にとってどういう学校で何を目指してい

くのかということから考えなくてはいけないんですけども、県内外の事例で把握している範囲でお答えをいたします。

なお、これ町教委の所管というのは義務教育でして、高等教育は所管してませんので、その知り得る範囲でのお答えになります。

最近の県内の事例としましては、県立の山田高等学校全日制が、令和2年度にそれまでの普通科と商業科の2つの学科から、地元の課題を知る探究学習を中心として学科改編を実施しまして、探求の力をつけて国公立大学や難関大学への進学を目指すグローバル探究科、1クラス定員40名と。複数のカリキュラムで4年制大学から就職まで幅広く対応する普通科、これが2クラス定員80名。商業の専門力を生かして就職や学科の特性を生かした大学や専門学校などへの進学など、幅広い進路を目指すビジネス環境課1クラス定員40名に改編をしております。

この中で、新たに設置されたグローバル探究科につきましては、令和2年度に入学し、令和4年度に卒業した生徒たちの国公立大学に希望した14名は全員合格をしたと、進学したと聞いております。

ただしグローバル探究科が定員40名に対して、令和6年度の入学者数は24名。3学科ともに入学者数が定員を下回っておりまして、この学科改編が必ずしも生徒数の増加に効果があったかどうかと、これはちょっとわからないというところです。

また土佐清水にあります清水高等学校全日制普通科が、現在生徒数が1学年22名、2学年48名、3学年26名の全校を96名で、令和7年度からこの普通科を地域課題を探究する未来共創科とものつくと、未来共創科にと。各学年2クラス定員80名に改編すると聞いております。これはまだ実施をしておりませんので、成果は不明です。

県外の事例で、令和5年度に熊本県立高森高等学校が、普通科各学年2クラスを普通科グローバル探究コース、グローバルとローカルと地域課題を世界と合わせて学ぶということだと思えます。これを定員40名と、マンガ学科というのを作りまして、これがまた定員40名に改編し総定員280名ですが、これが令和5年の話ですのでまだ今年とか成果という話にはなりません。今年度の在学学生はこれもやはり160名、マンガ学科が定員を満たしたというふうに聞いてますけども、様々なこういった事例があると聞いておりますが、これ詳細や成果については把握をしておりません。以上でございます。

1 番（齋藤光君）

ありがとうございます。

全国でも少子化により学校の維持が問題になってきていることを実感する

とともに、各学校が知恵を絞っている内容を知ることができました。知恵を絞ってもなおかつ厳しい状況もあることもわかってきました。

先ほどからおっしゃるように、佐川高校は県立高校であり、県の管轄、これは重々承知しているつもりです。しかし佐川町そして近隣町村としても重要な高校です。

ぜひ地域と各自治体と県、県教委と、課題を共有して長期的なビジョンを描いて団結して、佐川高校存続へ向けて活動していただきたいとお願いをしまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

執行部の皆様、誠意あるご答弁ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、1番、齋藤光君の一般質問を終わります。

ここで、1時30分まで食事のため休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時30分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、宮崎知恵子議員から、本日午前中の一般質問における発言について、訂正したいとの申し出がっております。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、宮崎知恵子議員からの発言の訂正申し出を許可することに決定しました。

6番（宮崎知恵子君）

一般質問で岡崎議員により資料を頂きました新型コロナワクチン接種に関わる国庫負担金の補助金につきまして、単位が円であったことを間違いまして、1兆5千円以上の国庫負担金の補助金と言ってしまいました。

訂正して、1億5千万円以上ということで訂正をお願いをいたします。

大変申し訳ございませんでした。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん、岡崎議員じゃなくて岡崎課長。

6 番（宮崎知恵子君）

恐れ入ります、岡崎課長でございました。申し訳ございません、訂正いたします。

誠に申し訳ございません。

議長（松浦隆起君）

引き続き、一般質問を行います。

4 番、田村幸生君の発言を許します。

4 番（田村幸生君）

議席番号 4 番、田村幸生です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書にしたがいまして質問をさせていただきます。

まず 1 つ目は、佐川地区の県営圃場整備に学ぶ新たな圃場整備への取り組みについてお伺いをいたします。

特に最近、圃場整備のお話が出てまいりますのが、川内ヶ谷地区、九反田地区及び柳瀬地区にかけての農地であります。この地区では水稻の他、一部に露地野菜や施設野菜の栽培が行われています。

しかしながら、給排水の区別が整備されておらず、乾田としての使用ができず、水稻以外に栽培の選択肢がない圃場も多く存在をしております。

特に 1 圃場当たりの面積や進入路が小さいため、作業委託もできず、放棄地になっている圃場も散見されております。農業用水は大半が立野川を用水として利用しており、つながりや関連性はあるものと思っております。

圃場整備につきましては、佐川地区、現在市ノ瀬から馬ノ原、立野地区にかけて県営の圃場整備の事業が取り組まれております。今年の稲作終了後から工事に取りかかるというお話も聞いております。

圃場整備は、工事着工までにおいても長い期間かかったというふうにお聞き申しております。関係各位のご努力に頭が下がる思いであります。

まず最初に、今取り組まれている県営圃場整備取り組みへのきっかけから、農業者の理解が得られるまで、実現に至った活動の内容や期間等について、お構いない範囲でお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午後 1 時 34 分

再開 午後 1 時 35 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長（下八川久夫君）

田村議員のご質問にお答えいたします。

現在市ノ瀬、立野、馬ノ原地区で実施されるようになっております、県営圃場整備についての取り組みのきっかけから、現在に至るまでの流れをご説明させていただきます。

まずきっかけとなりましたのは、平成 30 年度に国の事業である農業経営力強化農地整備事業、この事業の要件が緩和されたことから、条件を満たせば地元負担が少なく圃場整備が実施可能ということになりました。

このことから、町内で圃場整備を未実施の地区を対象として、令和元年度にアンケート調査を行った結果、市ノ瀬地区を中心とする佐川地区で事業実施の可能性があることがわかり、市ノ瀬、立野、馬ノ原地区での具体的な検討がスタートいたしました。

同エリアでは、多面的機能支払交付金の活動組織である、市ノ瀬資源保全の会の協定エリアとその多くが重複しておりまして、当時の活動組織の役員の方などが中心となり、話を進めていくこととなりました。

まずは、令和元年度末に対象エリアの圃場整備事業における役員候補者の方との協議を開始し、令和 2 年度には同地区の関係地権者を対象とした事業実施の移行同意書をいただくとともに、高知県との協議を進めることで事業が具体化していくこととなりました。

その後、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて対象エリアの絞り込みや暫定設計案の策定等の準備期間を経て、令和 5 年度の事業の施工申請に至っております。

なお、現在は令和 7 年度の工事着手に向けて、詳細設計を行っている状況となっております。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

平成 30 年ということで、6 年、7 年ぐらい、最初の取り組みからいうと 6 年以上かかるっていうような、これからさらに工事ということになるので、本当に圃場整備の期間って大変長くかかるなというふうに、改めて今感じました。

今、私が最初にお話したように、圃場整備の話が出ている川内ヶ谷、九反田、柳瀬につきましても、市ノ瀬の圃場整備を見た上でいいなっていうことの思いもあるだろうと思っています。

今後におきましても、柳瀬から川内ヶ谷にかけては、この前にバイパス、西バイパスのコースに確定をして決まっております。その中で、そのあと圃場整備をしたいというような要望でございます。

今回の、今取り組まれている圃場整備に取り組むにあたっての、特に重要視したポイントがあれば、お話いただけますでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

現在、佐川地区で実施をしております県営圃場整備につきましては、農業競争力強化農地整備事業の採択を受けて事業を進めておりますので、区画整理の面積要件が20ヘクタールという形になっておりますので、それを満たすように区域の設定をして計画をしております。

その他、事業実施の際には費用対効果が必要となりますので、費用対効果1以上とする要件がございます。水稻栽培だけでは、その数値を達成できないことから、高収益作物を導入するという必要がございます。

また、別の要件としまして、対象農地を担い手と呼ばれる耕作者に集積をする必要がございます。この要件に関しても、50%以上が必要ということで、担い手に集積をする計画を作っております。

ただ、この50%の担い手の集積要件ですが、令和6年度からこの要件が引き上げられまして、集積率が今年度の事業からは80%になるという形になっております。

また、選定される地区の役員の方が担当されることとなりますが、地権者、関係地権者の方への同意を得ることや、意見の集約など、圃場整備は地域の方が中心となり進められることとなりますので、多くの労力が必要になるというところで考えております。

地域の方の協力が必要不可欠という形の事業となっております。以上です。

4番（田村幸生君）

丁寧なご説明ありがとうございます。

集積率が今、現状50%が80%になるということで、理屈で言えば厳しくなってきたというような状況と、私自身とらえております。

かといって、これから将来に向けて今のままで圃場整備のせずにそのままでいくってということは、将来的にも明らかに放棄地になってくるってことかという思いがございます。

お話のあったこの3地区のうちで、柳瀬地区の一部につきましてはこの今回の圃場整備の中に参加をしておりました。先ほどお話ししましたように、国道の西バイパスの延伸で、対象から外れたという経過がございます。将来整

備できるでしょうかということ、大変にショックを受けられた農家もございます。

また、3地区に西バイパスの予定候補地がかかっており、これから先、西バイパスの用地の道路幅が確定されてくると、農地の規模が見えてくるといふことで考えられます。

私自身お聞きをした圃場整備の要望につきましては、大切な農地を次世代へつなぐ重要な課題と、私自身は感じております。

今後において、対象農家の圃場整備に対する意識や意向の把握など、今一度実施していただき、圃場整備の可否の確認をお願いしたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

圃場整備事業につきましては、いくつか種類がございます。一番大きなもので20ヘクタール要件とします、先ほど私がご説明してきた農業競争力強化農地整備事業がございます。

次に大きなもので、10ヘクタール要件とします、農地中間管理機構関連農地整備事業がございます。

その他でいいますと、比較的規模が小さいものとなりますが、2戸以上の農業者から申請できる農地耕作条件改善事業というものがございますが、一般的にイメージする圃場整備というものではなく、あぜを除くなどの狭地直しによる区画整理を行うものとなっております。

このような事業もございますので、まずはそれぞれこの事業によって要件が違います。地域の方、特に地域の主要な圃場整備を進めていく中心的になる方を集めての勉強会等を開催していけば、まずはいいのではないかとこのころで考えております。

その意向調査等につきましても、その中でどういう方法でやっていくかというところも協議がしていければというところと考えております。以上です。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。

今、下八川課長言われたように、いくつかのとおりがあるというようなことの中で、勉強会をしてはどうかっていうご指導をご指摘いただきました。本当に、ありがとうございます。

今後におきましても、バイパスの延伸とかの未確定要素、それから圃場整備の条件の厳格化であったりとか、いろんな条件もありますけれども、意向調査、あるいは勉強会の開催を是非とも実施をしていただいて、使いやすい

農地になりますように、またご指導ください。よろしくお願いします。ありがとうございました。

続きまして2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、本日、3人目ということになってしまいますが、県立佐川高校の存続についてお聞きをさせていただきます。

私は柳瀬地区に生まれて現在ずっと住まいをしておりますが、部屋の窓を開けてすぐにそこに佐川高校の校舎が見える、チャイムの音色が聞こえる、そんな暮らしが当たり前のようになっています。

そして、J R佐川駅から高校まで汽車通学の生徒が列になって続いていたことも思い出します。また、J Rバス、越知や仁淀からの通学時間には、富士見町のバス停にバスが2台並んで生徒がおりているってということも、過去にはございました。そういったことを今記憶を回想しております。

そんな思いから、今年の現状をお聞きするに至り、このままでは高校がなくなってしまうという危機感を感じ、今回質問をさせていただくことといたしました。

宮崎議員や齋藤議員からもこのことについての質問がありましたので、被る場所につきましては簡潔にお話いただいて結構でございます。

また、私の次に、岡林議員からも高校存続について掘り下げた質問がございます。皆様、それぞれに佐川高校の存続に待ったなしの危機感を感じての質問をされています。

それでは私からよろしくお願いを申し上げます。

先ほど来、お話の中に出ておりましたが、佐川高校はかつて女学校時代から長年にわたり地域の子供たちの高等教育の社であり、地域の核でもあります。このことは、佐川はもとより高吾北地域の活力の源として大きな役割を担ってまいりました。

ところが今年度の80人の入学定員に対し、26人の入学者、何と32.5%にとどまり、大幅な定員割れとなっています。

佐川高校は、本校の最低規模の特例校として1学年1学級20人以上を最低規模とするとなっていますが、最低規模を下回るようなことが重なると、統廃合、再編の対象となってくることが明らかであります。

先頃、高知県教育委員会は、今後、県下の高校入学定員を1,200人減にするとの発表がなされております。佐川高校も現状と今後への取り組みを踏まえた適正規模の見直しがされると予測できます。

しかしながら、今でも地元の子供たちにとっては、進学を考えると大事な選択肢の1つであるということと言うまでもありません。自分たちが住

む佐川町の高校を何としてでも維持したい。

そこで、片岡町長にお伺いをします。

先ほど来、ご説明ご答弁いただいております佐川高校の存続は重要な課題であり、振興、支援を惜しまないというようなお話をされておりますが、人口減少対策や少子化を真剣に取り組んでいる昨今、佐川高校存続の危機に近いこの現実を目の当たりにして感じた思い、今後に向けたお考えを今一度お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長（片岡雄司君）

田村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

午前中に幾つか答弁させていただきましたので重複する点があるかと思いますが、先ほど来のことを少しまた語らせていただきたいと思います。

佐川高校の存続につきましては、やはり町としましては本当に重要な課題の1つと認識をしております。私自身、佐川高校の出身ではありませんが、我が母校がなくなるというのは非常に寂しい、卒業生にとったら思いもあると思います。

そして佐川町は、保育所から高校までそろっている唯一の、数少ない町でございますので、佐川高等学校の存続について大変、本当に重要なことだと、存続に向けた取り組みが必要だと思っております。

また佐川高校の学校運営に対しましては、先ほど来お答えさせていただいておりますが、県立学校でありますので、町が直接関与して良い先生をとというような、そういうことは指示はできませんので、そこは何とも言えませんが、特色ある魅力ある学校づくり、入学者の増加につながる取り組みに対しましては、できる限りの支援をしていかなければならないと考えておりますし、いろいろ、インターンシップでありますとか、各種資格の取得の進路対策及び課外活動等においても、近隣町村と連携しながら、一層の協力と支援について協力していかなければならないと考えております。

また佐川高校の先生方とも話をさせていただく中で、進学、就職、様々な生徒がおられると聞いております。

就職に関しましては、町のほうからですね、採用試験がある際にはぜひ採用試験を受けていただきたいというような話もさせていただいておりますし、今年も数名高校のほうから、佐川高校のほうから受験をしていただいております。

そういった意味で、佐川高校に入ればですね、進学もできる、就職もできるというようなPRもしていかなければならないと思っております。

行政は行政としてですね、できる範囲はさせていただきたいとは思いますが

が、私も娘が行っていた関係で学校の先生にもですね、県教委の方に力強くですね、PRしていただいて、特に校長、教頭先生にはですね、県教委の方にも力強く言っていただいて、佐川高校の存続と学校の方針のほうにですね、力を入れていただくようなこともお話して、協議していただければと思っております。

佐川高校の良さをもっと本当にPRしていきですね、佐川高校の存続に向けて、町としまして、役場としましても協力していきたいと考えておりますので、田村議員におかれましてもぜひご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございました。

片岡町長からは、とても力強い思いをお聞かせいただいて、これで佐川高校は間違いなく存続やという思いを強くいただきました。

昔は高校は県立だから管轄外、あるいは県に任せていけばいいと一蹴するところなのですが、この頃は少子化対策や人口減少対策などと同様に、中山間地の高校存続は大きな課題としてクローズアップされる時代となってきました。これは、アイデアを捻出し、いろいろな施策を用意しないと、今のままでは厳しい現実が待ち構えているようでたまりません。

高知県中山間地域再興ビジョンの基本的な考え方として、県と市町村が連携し、中山間地の若者と子供の人口減少を食い止めるとあります。

ここで濱田教育長にお伺いします。

教育長は小中学校の義務教育の教育長でありますし、現在佐川高校とは、中高一貫教育には取り組んでいません。

令和5年度の日高村から仁淀川町までの中学卒業生173名に対し、佐川高校入学生は26名、実に15%であります。さらに佐川町から12名、13%にすぎません。佐川高校を維持するために、濱田教育長が思うご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず先に、連携型中高一貫教育の取り組みについてお聞きをしたいと思っております。

令和5年度の実績で、嶺北、四万十、梶原、清水の4校で実施される連携中学校からの進学率は、清水高校が30.9%であるものの、その他の校区はすべて50%を超えております。佐川で言いますと定員80人に対して40人は来てるっていう理屈になってしまいますよね。

佐川高校は現状、そういったことはないんですけれども、県立高校のあり方検討委員会の資料を拝読した中で、連携型中高一貫教育校については、地

域の学校の状況なども踏まえながら、現在設置されていない地域への配慮も検討するとの文言が示されています。このことにより、県は地元中学校からの進学者数の向上に向けて積極的で前向きな姿勢がうかがえます。

佐川高校の地元である高吾北地域の中心となる佐川町として、このことについてどれだけの危機感を持ち、どのようにお考えになられるのか、これから取り組んでいかれるのかお尋ねします。よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

まず一貫教育の点ですかね、お答えをさせていただきます。

まず一貫教育というものについての説明をさせていただきます。

これはですね、目的と目標を一致させて発達段階に合わせた、継ぎ目のない一貫性のある教育を実施することについての教育的な効果を目指すというものです。

小中学校については実際尾川の小中学校で実施いたしまして、非常に効果があるということが実証されております。中学校と高等学校につきましても子供たちの成長の上で重要な時期に一貫性のある教育をすることによって、学力面や人格形成の上で効果があるということが一般に言われております。

県内では私学で実施しておりますし、県立でも併設型、これは設置者が同じ場合ですよね。中村中学校と中村高等学校、国際中学校と国際高等学校、安芸中学校と安芸高等学校で一貫した教育をと、これ同じ敷地の中でやるわけでカリキュラムの面でも一貫したものになるということです。

連携型というのは、これは連携というわけで設置者が異なっている場合です。本山町の嶺北中学校と土佐町立土佐町中学校と、それから高吾地区では四万十高校と大正中学校と十川中学校、梶原高校と梶原中学校と東津野中学校と、幡多で清水高校と清水中学校、こういう取り合わせで連携型をやっていると。これは一貫性に配慮したというものです。

ですからカリキュラムなどが流れの中で一貫というわけにはなかなかいってないと。部活を一緒にやったりですね、教員、学校との交流をしたいというぐらいのレベルで配慮した教育ということになります。

これが佐川高等学校と町内中学校における一貫教育につきましましては、設置者が異なるということは先ほどの連携型と同じですが、入学者がですね、仁淀川流域を中心に町立中学校にとどまらない、須崎にもということもありますので、一貫性の追及についてはなかなか困難さが伴います。

そこでですね、佐川町教育委員会は、第三期佐川町教育振興基本計画の施策に、魅力ある佐川高校づくりの支援と位置付け中高生会議を開催して、生徒たちが活躍できる場の提供取り組んだり、中高の教員の相互乗り入れや交

流を推奨するなど有効な施策を今、模索をしておるところです。

さらにですね、さかわ未来学と佐川高等学校のいのち輝け～さくら咲くプロジェクトへの関わりなど、可能かつ有効な取り組みの中でですね、一貫性に配慮した教育を目指して連携を深め、佐川高校に対する各町立中学校の生徒の理解を進め、進学意欲を高める方策としたいと考えております。以上でございます。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

機会あるごとに、やっぱり中学校高校交流するっていうことは、とても大事なことだと思っております。

今、教育長言われましたように、高校を選択する場合、クラブ活動を考える生徒がかなりおられます。

自分がやってるクラブをやりたいからこの高校へ行くっていうような子供たちが当然いるわけですが、佐川高校の現況では、部員のそろそろクラブは大きく限られております。で、選択対象の候補から外れるといったことも起きておりますし、今後クラブ活動についても、今教育長言われましたように、中学校と高校がある程度連携して魅力化を図るというようなことも必要があるかと考えます。

この点についてはもう一度、いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

まさにその通りです。

実際どうするかはこれ難しいところがありますけれども、小学校中学校と親しんできたスポーツをですね、高校でもできるということは非常に大きな魅力になるかなと思います。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

それでは次に、地元からの進学者数についてお伺いをします。

今お話ししました中高一貫教育の取り組みとは別に、進学者数の増加をしていかにかいかんというのは先ほど来言われておりますが、佐川高校は、今、教育長も言われましたようにさくら咲くプロジェクトや、中学校へ子供たちが出向いての交流なども積極的に行っておられるようでございます。

県下の中山間地域の学校 10 校の地元進学者数は、令和 5 年で 31.3%。佐川高校への地元進学者は先ほどお話ししました通り 15%です。そのため地元からの進学者を 30%に上げたいということで佐川高校は取り組んでおられます。達成できれば 50 名が地元から進学になるという計算が成り立つわけ

ですけれども、高知県の中山間地再興ビジョンにおける目標値が、令和 15 年に 50%に設定されております。

このことを、佐川高校に任せっきりにするのではなく、魅力ある学びとして中学校側からもアプローチができる。高校がやることに中学生と一緒にやること以外にもいろいろあるのではないかと感じますが、その点はいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

これはですね、一貫教育の効果でありまして、例で尾川で見えておりまして、もうですね、小学生が中学生の様子を見て、あんなふうになるんだということですね、良いモデルになるわけですね。

高校でも同様です。中高生会議の場面を見ておりますとですね、なかなか高等学校の生徒さんしっかりしておられるので、それを見て尾川や佐川中学校の生徒会の執行部の皆さんも随分影響を受けているという様子があります。

ちなみに連携型の中高一貫教育校の令和 5 年度の進学率というのがあります。その連携元といいますかね、中学校から連携先の高等学校へどれだけ進学したのかと。ちょうど手元に資料があります嶺北高校にはですね、両中学校から 53.1%、四万十高校には大正、十川から 52.0%、梶原が 52.4%と、土佐清水が 30.9%とこういうわけで、もちろん佐川の場合に交通が非常に発達しておってですね、多様な希望を抱いて進学していくという点があつてですね、今申し上げたところどこもある程度限定された場所ですので、そこを割り引いたとしてもですね、連携によって可能な部分で一貫性を追求していけばですね、もっとその高校のよさとかいうものが中学校に伝わっていくんじゃないかなというあたりです。

そういうあたりでですね、先ほども申し上げましたように、中学校の 3 年生がさくら咲くプロジェクトを参観したりですね、英語や放課後の加力学習に佐川高校の教員の皆さんが支援してくださるとか、このようなところを工夫をしていってですね、もっとしっかり伝わっていくようにしていけばよいかなと思っています。以上です。

4 番（田村幸生君）

前向きなご答弁ありがとうございます。

本当に中学校高校が一体となって頑張らないと、本当に佐川高校はなくなってしまいうつという、もう危機に瀕しておりますので、是非ともご検討を賜りたいと思います。

それでは次に、佐川高校への分担金についてお伺いをいたします。

今年度佐川町から佐川高校への分担金は幾らになっていますでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

今年度の分担金ですけれども、町からは普通科のために、地域に根差した佐川高等学校を後援する会に対する分担金の予算額としまして、20 万円予算を計上しております。また、定時制のためには、佐川高校定時制教育振興会に対する分担金といたしまして、27 万円の予算を本年度計上しているところでございます。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

全日制に 20 万、それから定時制に 27 万円ということでお聞きをいたしました。これ以外に高校に対しての支出はありますでしょうか。

今、20 万と 27 万と言われたけど、これ以外に佐川高校への支出として出てるものはございますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午後 2 時 7 分

再開 午後 2 時 8 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（片岡和子君）

質問にお答えさせていただきます。

分担金の予算につきましては先ほど申し上げたとおりですけれども、これ以外の佐川高校に対する支出につきましては、誠に申し訳ありませんが、手元に資料がございませんので、確認の上、後程ご回答させていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

4 番（田村幸生君）

すいません、ありがとうございました。

後ほどお聞かせくださいませ。

現在の佐川高校に対する支出の状況についてお伺いをさせていただきます。

中山間地域の 10 校の 1 つ、室戸高校は世界に最も近い高校と言うキャッチフレーズで、県外からもみらい留学制度を利用して学生が入学をしております。室戸高校に対して室戸市からは 1,500 万円が助成されていると聞いて

おります。

みらい留学は、人口減少に伴い生徒数が減少する中、中山間地域の高等学校において県外からの生徒募集に取り組むことで、生徒数の確保のみならず多様な価値観を持った生徒との交流や、地域をフィールドにした活動により、学校や地域の活性化を図ることを目的にということで、都道府県の枠を超えて取り組まれる留学制度であります。

県内のみらい留学に対応する高校や学科は、令和5年が9校、令和6年が13校に増加しています。令和元年度から令和6年度までのこの制度を利用した入学者数をご存じでしょうか。各校合わせまして、93人が留学をしています。

地元からの進学者数を増やす工夫はもちろんのことですが、それに合わせて、今お話ししましたように地域みらい留学制度を利用した県外からの生徒の確保も、佐川高校存続には欠くことができない要素ととらえております。この地域みらい留学制度への参加、取り組みについてのお話をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

県内ですね、そのような取り組みをしておるのは存じております。

ただその留学してくださった方にですね、どういう教育を提供し、その後どうなっていくのかと。

例えばですね、佐川へ定着していただくようなことを目指していくとかです、様々なところでこの佐川高校に何が求められてですね、どういう方向へ向いていくのかという議論をしっかりとした上で、その中の選択肢の一つとして考えていくことかなと思います。以上です。

4番（田村幸生君）

ありがとうございます。

当然高校の魅力化も必要でありますし、先ほど町長が言われましたように、教育に関してはこちらからは言えないけれども、周りのことは行政対応もできる、そういったところには支援を惜しまない、協力を惜しまないというようなことでお話をいただいたところでございます。

当然のように、みらい留学につきましては経費も要りますし、それから居住施設も要りますし、なかなかそう簡単にはいかないっていうことも承知はしておりますけれども、地元からだけでなく、地域外、県外、そういったところから違う思いを持った子供たちが来ることによって、佐川高校もさらに魅力化が増えていくっていうことも当然あると思いますので、是非とも前向きにご検討賜りたいと思います。

事例を少しお話しさせていただきます。

北海道立鹿追高校では、都道府県の枠を超えて高校に通うことができるこのみらい留学に着目して、現在の全校生徒 169 名のうち、半数が鹿追町外の出身であります。この高校は生徒全員 2 週間のカナダ短期留学ができる、これがうたい文句でございます。渡航費用 2 万 8 千円の大部分は町が負担をしております。

その他にも、鹿追高校入学準備金の支援、大学進学費用の無利子貸付制度などサポートを充実させております。

また、寮やシェアハウスも完備、家賃を町が補助、生徒の負担は 2 食つき光熱費込みで 1 カ月 3 万 5 千円ということです。

鹿追町の一般会計の総額 75 億円のうち、高校の支援に費やす予算は 1 億 5 千万円。鹿追町長のお話も出てございましたが、町から高校がなくなってしまうと町が寂れていくことの危機感があって、町のにぎわいを保つためにも高校を守りたいというのが一番大きかったというお話です。

「鹿追町を第二のふるさとだと思ってくれる卒業生が全国で活躍して、自分は鹿追高校の出身だと言ってもらえれば嬉しい。お金はかかりますけれども、お金で高校は買えませんから」という町長のお話がございます。地元の高校を守り、地域のにぎわいを保つことはとても重要だとの認識であります。

高知県は、1 つ目として、中山間地域の高等学校の魅力化の鍵となる地域との連携、協働に限られた関係者のみで行われているため、地域全体を巻き込んだ取り組みにしていける必要があるということ。

それから 2 つ目として、各学校の取り組みや魅力を中学生やその保護者に P R し、入学者数の増加につなげる必要があるということ。

3 つ目として、地元の中学校の卒業者数が減少していくため、地域外、特に県外からの入学生の増加につなげる必要があるということの、この 3 つを課題に挙げて取り組みを進めておられます。

佐川町を中心とする高吾北地区 4 町村は、佐川高校存続に向けて学校と地域、連携、協働に関わる仕組みの構築と組織づくりを早期に図っていただくことをご提案申し上げます。

参考に申し上げますが、高知県教育委員会が作成している県立高等学校再編振興計画後期実施計画の中に記載されている高吾北地区 5 校のうちで、地域との連携への取り組みがきちんと示されていないのは、佐川高校だけになっています。この点についてお答えをいただきたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

佐川高校のみが残っているという状況をちょっと私も把握をしております。多分、県のほうの教育委員会のほうが出されておると思いますので、教育長のほうも多分、そこまではちょっと把握できていないと思いますのでまたちょっと見せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（濱田陽治君）

その地域との連携云々の部分はですね、なおちょっと読み込んでみますがですね、先ほど言われましたように高知県教育委員会は平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間の県立高校のあり方と方向性について、基本的な考え方と具体的な実施計画を示した県立高等学校再編振興計画を策定しております。

その中でですね、後期、先ほど言われましたのは、平成 31 年度から令和 5 年度までについての後期実施計画についてです。

これについては佐川高校全日製の振興に向けての取り組みとして、学力向上、進路保障、次にさくら咲くプロジェクトの推進と、3 つ目が天文地質部の創部と男子ソフトボール部の活性化と、中学校との連携と、こう書いております。これが連携の部分じゃないかなとは思いますが。

それと定時制につきましては、学力保障と進路保障、生徒支援体制の充実と挙げております。

なお次の次期計画については、今協議をしておるというところでその詳細については不明です。以上です。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

高知県が特にもう最近進めておりますのが、高校と地域との連携ということで、特に地元がその高校を必要とするならば、県もそれに対応して積極的に進めるよってというような形でございます。

地元がそういう方向に考えない場合には、もう必要ないじゃんっていう話になると困りますので、そこは是非ともよろしくお願いをしたいと思います。

また、佐川高校の当然地元であります佐川町が中心になって、この高吾北地区 4 町村をリードして、調整しながら県の事業を積極的に導入して、予算化により高校の魅力化や存続に向けてあらゆる面において一丸となって取り組むことが重要と認識していますが、その辺についてはいかがでしょう。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

佐川高校の魅力化、そして存続といったことにつきましては、この高吾北地区におきましても非常に重要な、先ほどからお答えさせていただき

ますが重要なことだと考えております。佐川高校や、そして高知県教育委員会、関係市町村とも連携を図ってまいりたいと考えております。

また、取り組みの中で県の補助事業などを活用することができるものがあれば、積極的に活用はしていきたいと思いますが、やはり先ほど北海道の鹿追町、この話を田村議員のほうから出させていただきました。あそこの町長が、お金で高校は買えない、全くその通りだと思っております。

やはり佐川町にある唯一の県立高校でございますので、存続に向けては取り組む必要があると思っておりますが、この流域の市町村がお金を出せば佐川高校の生徒が増えるということだけではないと思っております。

やはり高校自体もですね、魅力のある市内の高校に負けないぐらいのことをやっていただくべきだと思っておりますので、そのことはしっかりと県の教育委員会、知事のほうにも伝えていきたいと思っております。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございました。

本当に力強いお言葉をいただきまして、少し肩の荷がおりたような思いでございます。

佐川高校を卒業すると、大半の生徒は就職は地元でということでお聞きをしております。ご答弁を期して改めて、将来もこの地域を支える世代を輩出するのはこの佐川高校であり、存在は不可欠なものと確信をしております。

私自身も微力でありますけれども、地域全体が盛り上がるように取り組んでいこうと改めて感じております。ありがとうございました。

片岡町長は先頃、議案説明会のときに、町立図書館さくとうに関連して、隣にある信金の話をされていました。

信金は理事長主導で高知から世界に通用するアニメの一大産業の県にしようとして取り組んでおられます。

県の教育に関することなので、当然こちらからどうこうという話ではございませんが、佐川高校にアニメクリエイターのコースが設置される、地元からももちろん、県外からも留学の生徒が通っている、そんな夢を私は見ました。

この夢が可能なことならば、佐川高校の魅力が高まり、定員削減や統廃合はなくなり、さらに高校卒業後は佐川町に暮らして、佐川町や高知市で世界に通用する仕事ができる若い世代が増えるのではと感じました。

片岡町長は信金の理事長をご存じのように私は感じましたので、お話をさせていただきました。一つの手段、方法であるというようなことでまた打診をしていただければと思います。

あらゆる方面から、佐川高校の魅力化のご助言や、存続に向けたお力を発

揮いただきたいと願っております。ありがとうございました。

最後になりますけれども、スズメバチの駆除への窓口の対応について伺いをさせていただきます。

これから特に攻撃的になるスズメバチは、思わぬところで巣をしていることもあり、刺されると命に関わる事態も考えられます。

申し訳ないですけれども、私自身、対応について理解不足なところがございまして、住民からの問い合わせに十分説明できていない場面がございます。

今一度、窓口対応や、ご自身で処理できない場合の対処方法についてお教えいただきたいと願います。よろしくお願いします。

住民課長（真辺美紀君）

田村議員の質問にお答えをさせていただきます。

依頼のありました場所が町営住宅ですとか、それから公園である場合は町が管理しておりますので、役場のほうで対応させていただいておりますが、個人の家であったり、それから私有地の場合はそれができませんので、駆除のための防護服の貸し出しを行っています。

どうしても誰かに駆除してもらいたいという方がおりました場合は、佐川町内にあります業者のほうを紹介させていただいております。以上でございます。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

防護服が借りれるっていうことでお話をいただきました。

なかなかね、普通の蜂でもなかなか大変なのでスズメバチをね、駆除するとなるとできないよっていう方がおられた場合には、業者を紹介していただけるっていうお話もいただきましたので、私ももし問い合わせが来た場合には、そういったことで対応させていただきたいなと思います。

それから周知の方法についてはいかがでしょうか。

住民課長（真辺美紀君）

これまで防護服の貸し出しについて広報をしたことはございません。

広報につきましては、夏の時期は危険ですよっていう注意喚起のような、蜂の巣に注意しましょうという内容は広報していきたいと思いますが、蜂の巣の駆除は、専門業者をお願いするのが最も安全であると考えますので、防護服の貸し出しにつきましては積極的に発信することは控えたいと思います。以上でございます。

4 番（田村幸生君）

ありがとうございます。

広報はしないということで、今後もし相談があった場合には、住民に対してはしっかり対応してあげていただきたいなと願っておりますので、よろしくお願いします。

以上で私、議席番号4番、田村幸生の一般質問を終わります。

丁寧なご答弁ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、4番、田村幸生君の一般質問を終わります。

2時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時45分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、2番、岡林哲司君の発言を許します。

2番（岡林哲司君）

2番議員の岡林哲司です。

議長にお許しをいただきましたので、通告書にしたがいまして質問をさせていただきます。

前回のちょっと反省でですね、たくさん項目があつて時間がぎりぎりになりましたので、なるだけ質問を簡潔に、今回もちょっと6つもテーマを挙げてますけれども、簡潔に聞きますのでご答弁のほうよろしくお願いいたします。

まず1つ目のテーマ、町営住宅の駐車場について伺います。

この質問は、時代の変化とともに町民が所有する自家用車が一家に1台から1人に1台になったことで、町営住宅の池田団地と富士見団地について、特に駐車場が不足している点について町の考えを問うものです。

まず、池田団地と富士見団地についてそれぞれの入居世帯数と駐車場数、それと駐車場の利用状況について、担当課に伺います。

総務課長（片岡和子君）

それでは、岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず池田団地につきましては、現在52戸に対しまして入居者数というか入居世帯数は49戸、富士見団地につきましては、75戸に対しまして入居数は68戸となっております。

駐車場につきましては、希望の有無には関係なく、入居数1戸、1世帯に

対しまして1台分の駐車を割り当てることとなっております。

現在、駐車の利用状況につきましては、把握することができておりません。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

駐車の利用状況についてちょっと把握ができてないということで、住民の方から伺ったり、近くを通ったりするときに見てみますところですね、駐車の枠外への駐車、スペースが空いてるところへの駐車とかも大変多いかと思えますけれども、そのあたりの敷地内の状況というのは把握されておりますでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

富士見団地のほうにつきましては、今年度に入りまして実際何度か苦情をいただいております。特に入居者の方が帰宅をされました夜間に迷惑な駐車がが多いということで、2回ほど夜間、担当のほうで現地のほうに足を運ばせていただきました。概ね10台ほどが許可なく枠外に駐車しているということを見てまいりました。

それから池田団地に関しましては、近年苦情等が寄せられておりませんので、そのあたりの実情が把握できていないというのが、現状となっております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

富士見団地のほうは近隣からの苦情もあって、現地に出向いた場合に10台ほどの無断での駐車があったと。そして池田団地のほうは特に今のところ苦情はないというようなお話でした。

苦情以外にトラブルの報告というのがあるのではないかとということなんですけれども、それぞれの団地について、駐車場苦情以外でトラブルなどの情報は挙がっておりますでしょうか。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

富士見団地と池田団地の両団地につきましては、平成11年ごろから駐車スペースでないところに駐車をされている方がいるってところで苦情を受けておりまして、少なくともその17回ほど広報のほうで啓発をさせていただいたり、張り紙をしたりするなどの対応を行ってきたという記録のほうに残っておりますが、苦情以外で事故など大きなトラブルになったという記録のほうに残っておりません。以上です。

2 番（岡林哲司君）

苦情はあったがトラブルのほうは今のところ挙がっていないということでした。実際に駐車場の枠外にですね、多数車が停められている場合、一般的に道も細くなりますし、視界の妨げになったりしてですね、死角が多くなることから事故の危険性が高まったりですとかいうことも考えられると思います。

この敷地外への駐車場、この駐車場が平成 11 年ごろから不足をしていて、どんどんこの苦情というのが挙がっているということなんですけれども、町として具体的にこれに対して取り組んでる内容がありましたら、お答えください。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

現在、それこそ町営住宅の駐車場に関しましては、入居する際に駐車スペースは 1 台であるっていうことを承知した上で入居していただいていると考えております。また苦情の多くは駐車スペース外に停めているっていうことで、勝手に車を駐車しているというような、入居者のモラルの問題であるとも考えております。

現在無断で駐車している方などにつきましては、ルールを守るよう毅然とした対応をしていきたいと考えているところで、その他については特にないというのが今の現状です。以上です。

2 番（岡林哲司君）

入居の時点でですね、町営住宅の駐車スペースは 1 台ということで、それ以外で迷惑駐車をしている方を入居者のモラルの問題というようなご答弁がありました。

しかしながらですね、この池田団地、富士見団地が建設された当時の状況でこれが起きているのでしたらまだわかるんですけれども、今の時代、1 人が 1 台車を所有する時代になっておりまして、全国他の自治体の様々な取り組みを今回調査をしましたが、それぞれでですね、やはり何とか駐車場の確保をしていくというような取り組みが見受けられます。

ですのでこの入居者の問題ということだけで、簡単にくくって終わりにするということではいけないんじゃないかなというところなんですけれども、先ほどのご答弁の中で、富士見団地のほうは近隣からの苦情は挙がっていて、池田団地のほうはないというようなことでしたが、池田団地においてはですね、周りの道路にもいっぱい車が止まっておりますけれども、すぐ下の段に町立の桜座がございまして、その駐車場へ最近駐車をされる方がちょっと目立つようになってきております。

町営の施設なので、住民から苦情挙がってくるってことはないと思うんですけれども、これが実際、桜座は貸館事業をしております。イベントの主催者がですね、この桜座自体を借りたときに駐車場も一緒に利用するんですけれども、駐車場でイベントをすることもあります。

ここ近年で何度かこのイベント時にですね、無断駐車があったために、このイベントに支障をきたして警察に来てもらうとか、そういうようなことも何度か起こってますので、やはりこれは町として、この町営住宅の駐車場を確保するということは必要ではないかというふうに思っております。

この点について、教育委員会のほうはどのように考えておられますでしょうか。

教育次長（廣田春秋君）

それでは私のほうから桜座の駐車場についてお答えをいたします。

議員が今おっしゃられたとおりですね、駐車場も含めてイベントを開催するということは多々ありまして、その際に無断駐車があったことによって事業に支障を来したという事例は確かにあります。

桜座、教育委員会としましていろいろとご事情があることはわかりますけれども、ルールを守っていただき、特にこの継続的に駐車するというようなことはおやめいただきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

継続的な駐車はご遠慮いただきたいと。

それは多分、富士見町の近辺の住民の方も、皆さん思っておられることだと思うんですけれども、桜座の場合は特にですね、周りに教育関係の施設がたくさんあります。

中学校ですとか文化センターがございまして、お互いにイベントがあるときにこの駐車場を供用してですね、うまく使っている部分もあるかと思うんですけれども、ただ、こういった部分で、桜座の駐車場なんかは無断駐車が増えてくると、ルールを守って生活をされている住民の方からすると、大変な不平不満を抱くような原因にもなりかねないと。単純にこれを桜座が駐車ルールを厳格化するというだけではこの問題を解決するというふうには到底ちょっと考えられません。

それぞれの町営の団地として、住民の生活スタイルに合わせて、地域と協力して十分に駐車スペースを確保していく必要があるというふうに考えます。

他の自治体での取り組みを見ると、様々な方法があるんですけれども、カーシェアリングですとか、立体駐車場化。そういった提案もあるんですけれ

ども、カーシェアリングは制度設計などがなかなか難しいですし、立体駐車場化についてはコストの面の課題が大きいというふうに考えます。

その他の部分で言いますと敷地内での駐車場の再配置、効率化や、近隣の空き地などを有料の駐車場などに活用するというような方法が他の自治体でも取り組まれております。

この辺りのやり方でしたら、佐川町でもちょっと取り込めそうかなと思うんですけれども、担当課のご見解をお伺いします。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

先ほどお答えをさせていただいて、また繰り返しになりますけれども、まずは迷惑駐車をしないように、そのような取り組みを進めてまいりたいと思っております。

なお議員さんがおっしゃったように、今もう本当に1人に1台という時代になってきておりまして、公営住宅の建設当初から社会情勢のほうも変わってきていることは、同感というか感じるころは一緒でございます。

今後、ですので増えてきてあふれ出しそうになっている、あるいはあふれ出している町営住宅の駐車場をどのようにしていくのか。先ほど議員さんのほうからご提案とか、例のほうも教えていただきましたので、どのようにすれば一番入居されている方も困らないし、近隣の方にも迷惑がかからないのか、いろんなことを調査して、研究していけたらなと思ってますので、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、取り組みのほうは進めさせていただきたいと思います。以上です。

2番（岡林哲司君）

時間はかかるかもしれないが、取り組みを進めていこうと思うということでご答弁をいただきました。

このなかなか難しい問題ではあると思うんですけれども、特に富士見団地の近辺の場合は、民間のお金を払って借りるような駐車場ももしかしたらスペース的にあるかもしれませんが、池田団地近辺は、大体公の教育関係の施設、もしくは畑とか、耕作放棄地とかというものになりますので、やはり何かしらこの耕作放棄地を有料駐車場にするですとか、ただ単に無料で貸し出すスペースを町がお金を払って作るということではなくって、何かしらのその収益性とかも考えながら、これに取り組んでいただけたらというふうに思います。

先ほど紹介しましたこの再配置、線の引き直してということについてはですね、団地の敷地内で公園ですとか、緑地化されてるスペースを駐車スパー

スに線を引き直したりとかすることで駐車場台数をもう少し確保するというような取り組みが一番低コストで取り組める内容かなとも思いますので、なかなかコストもかかるところで難しいことかとは思いますが、ぜひ取り組みのほうを進めていただきますようよろしくお願いいたします。

2つ目の質問事項に移ります。

これまで何度かですね、佐川町出身でブラジル移民の父と称される水野龍氏に関わることを質問させていただきました。

今回は11月に来町が予定されています訪問団の歓迎にあたり、どのような準備がされているかを担当課にお伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それではお答えをさせていただきます。

この件につきましては6月定例会以降、こういった話が出てまいりましたので、今定例会におきましてブラジルからの訪問団を受け入れるに当たりましての、補正予算のほうを計上させていただいております。

外国からの要人を受入れる際に必要なことにつきましては、県のほうにも相談し、これまでの経験上のお話のほうもお伺いをいたしました。高知県にいられてからの行程等につきましては、まだ先方の要望などは確認まだできておりませんので、そういったことも進めながら県と連携を図りながら、今後の計画のほうを練っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

2番（岡林哲司君）

先方の要望なども聞きながら、県との連携を図って受け入れをしていくというご答弁をいただきました。

しっかりとした準備をさせていただいているようで、引き続きよろしくお願いいたします。

続いて、前回の質問で確認させていただいた石碑なんかについての質問をさせていただきます。

生誕の地の記念碑の現在の状況について、そしてそうですね。記念碑の状況について伺います。上郷の国道33号線沿いにある石碑、またすぐ近く、坂を上がったところにあります、生誕の地の杭ですね、これが今ちょっと現状では朽ちて倒れてますけれども、これについてリニューアルなどの計画について伺います。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

まずその水野龍さんの生誕地の標柱につきましては、議員がおっしゃられ

るとおり傾いておりますので、この標柱を新しく建て直すということにしております。

それからもう1つ、顕彰碑、石碑のほうにつきましては、この草刈などの管理をですね、地元の皆さんが実施していただいております、先月も岡林議員にも多分お骨折りをいただいたんじゃないかなと思いますけれども、きれいにしていただいたところです。ありがとうございます。

今後ですね、地元で大事にさせていただけるようにですね、何か工夫をちょっと考えてみたいなというので、まだどんな工夫、どんなふうにしたらいかなという結論は出ていませんけれども、少し工夫をして皆さんに大事にもらえるような形にしたいというふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

生誕の地の杭についてはですね、前回ちょっと朽ちてきて傾いているという状況だったんですけれども、先日の台風10号を経まして、完全に地面に横たわっておりますので、今、建て替える計画というか今回補正で挙がってるってことなので、ぜひきれいなものに変えていただいたらというふうに思います。

この水野龍氏についてはですね、佐川町出身でブラジル移民を始めたという方で、佐川町が輩出した偉人なんですけれども、私も生まれた、生まれ育った家のすぐ近くに記念碑がありまして、これは地元の方と一緒に、もうできる限りきれいに保っていくような取り組みをしていきたいと思いますので、引き続きご協力よろしくお願いします。

もう1点、せっかくこの佐川にブラジルから来られるということで、佐川町にルーツのある西森ルイス連邦議員の、この親族より送られたワニの剥製がですね、尾川小学校にあるということで、せっかくこの来ていただける機会にこの鰐の剥製についても見ていただけるような状況になっているかどうかというのも併せて教育委員会にお伺いいたします。

教育次長（廣田春秋君）

お答えをいたします。

そのワニですけど、昭和52年に西森重喜さんという方から寄贈されたものという形で、今2体のワニが尾川小中学校の理科室に展示をされているというような状況です。

ただ理科室ですので、なかなか人目に触れるということが少ないというような状況ですので、今後学校とも相談をしまして、皆さんに見てもらえる機会を作りたいというふうなことを思っておりますし、今年150年記念の行事

があるということを聞いてますんで、その時に皆で見てもらおうかというのを校長先生とお話をしたところです。以上です。

2 番（岡林哲司君）

私も前回の6月議会の後にですね、尾川小学校にその剥製を見に行かさせていただいたんですけども、なかなか今学校に勤められてる先生でも、なんでこのワニの剥製がここにあるがやろうというような認識のものだというふうに、現場でも聞きました。

この歴史があるというたらあれですけど、佐川町から南米に行かれた方が向こうから送っていただいたということで、しっかりと管理をしてですね、いつまでもしっかりとこの尾川とブラジルのつながりとして、小学校で見れるような状態にしていだけたらというふうに思います。

いずれについてもしっかりと準備計画をしていただいているようで、安心をしました。

次に、町史編さんに先駆けた情報収集をということですけども、前回もブラジルへ移民された佐川町民のことも調査をして、新しく編さんされる町史のほうに掲載をというテーマで質問させていただきましたが、せっかくですね、今回ブラジルから移民のご親族の方が来られるので、町史編さんの事業はまだ令和7年度からで、少し今回の補正予算で前倒しするようにはなっているというふうにお聞きしておりますが、せっかく来られる関係者の方から少しでもこの情報を聞くことができれば、この情報収集にもつながるのではないかとということで、この辺について担当課長にお伺いをいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをいたします。

実際にですね、移住された方にお話を伺える貴重な機会になりますので、こういった町史編さんに活かせることができないか、そういった視点をですね、しっかり持って交流のほうしていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

町史編さんのほうもまだ事業として走り出してない中で、なかなか難しいご答弁あったと思いますけれども、ぜひ前向きに交流のほうをしていただけたらというふうに思います。

続いてですね、この交流事業、訪問団の受け入れについてまだちょっと具体的な内容については決まってないと思いますけれども、こういった部分を紹介したりだとか、佐川町のこういった部分を見ていただきたいと思いますとかいうことのわかる部分で構いませんので、ご答弁をお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

先ほど申しました、まだ補正予算のほうも議決のほういただいてない中でして、まだ確定しているというものは現在ございません。

ただ、今考えている中ではですね、町内の文化でありますとか、食、そういったところのですね、関わる視察のほうもしていただきながらですね、あとは交流会のほうも開催をしたいなというふうに考えております。

そうした中ではですね、地域の伝統芸能、こういったことも披露させていただけたらというふうに考えております。以上でございます。

2 番（岡林哲司君）

伝統芸能などの披露も考えていただいているということで、ぜひブラジルから来ていただいて、昔から伝わる佐川の、これは瑞応の盆踊りとかそういうことでしょうか。その伝統芸能の内容的な部分については。お願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

会場での交流会っていうことになりますので、そちらへ来ていただけてそういった披露していただけたところを選定していきたいというふうに考えております。以上でございます。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

またできるだけね、多くの団体に来ていただいて、いろんな佐川の文化を見ていただけたらというふうに思います。

続きましてこのテーマの最後となりますが、この今回の訪問は佐川町にとってですね、貴重な国際交流の場だというふうに感じております。

これを単なる交流事業とせずに、ビジネスチャンスだというふうにとらえてですね、商工会や農協などと連携して、佐川町産のお酒でありますとかお茶でありますとか、また長距離輸送ができそうな産品などを積極的にこの交流に活用してですね、ビジネスにつなげるような取り組みを検討されているかどうか、担当課長にお伺いいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをさせていただきます。

先ほど町内のほういろいろ見ていただきたいというお話をさせていただいたと思いますが、可能な限りですね、佐川町の食、歴史、文化、こういったことを紹介をしていきたいというふうに考えております。

またその食品でありますとか、加工品、こういったところにもですね、目

を止めていただけるようですね、記念品のほうなんかもお渡しすることも今現在考えておりますので、しっかりとその辺は考えてですね、また対応していきたいというふうに思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

非常に前向きな取り組みをしていただけたようなお答えをいただきました。せっかくの機会ですので、農業関係者ですとか商工会の関係者などもしっかりとこの交流の場に入っていて進めていただければというふうに、思います。良い交流事業になるように祈っております。

続きまして、次に訪問介護事業所の危機についてというテーマで3つ目の質問テーマに移りたいと思います。

3月定例会でこの訪問介護事業所について質問をさせていただきました。今議会でも、西森議員、下川議員が行政職員時代のご経験も踏まえられて切り込んだご質問されておりました。重複する部分については確認もさせていただきながら進めますが、簡潔にで構いませんのでご答弁をお願いいたします。

まず最初に、前回の私の質問への課長のご答弁で、町内事業者としっかりとコミュニケーションをとって、経営実態を把握しながら取り組みを進めていきたい、町としても支援をしていきたいというお考えをお聞かせいただきましたが、それを、あれから半年ぐらい経ちましたので、今までのアクションといいますか、この経過をお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

3月議会にご質問いただいて以降ですけれども、特に介護人材の確保、それから事業所支援につきまして、近隣の自治体の情報収集であるとか、県への問い合わせ等を行っている状況でございます。

現時点です、具体的な対応策というものはまだ決定するに至っておりませんが、引き続き事業所等々もですね、これからもしっかりコミュニケーション取って、対応を考えていきたいと考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

課長からのご答弁、介護人材の確保について、県への問い合わせということですね、この町内事業者としっかりとコミュニケーションをとってという部分についてはちょっとまだできてないのかなというふうに感じましたので、なるべく早急にお願いをいたします。

この前回の質問についてはですね、高知県の中山間地域介護サービス確保

対策事業費補助金というものについての質問の中のご答弁だったと思います
が、これについては佐川町の町内事業者がですね、地理的に佐川町の中心っ
ていうか真ん中の辺りにあることで、実際にその介護にかよう時間が、県が
規定するような、ちょっと時間になりにくいというところで、導入ができる
かどうかところは担当課のほうでも検討いただいて難しい部分があったのか
なというふうに考えております。

しかしながら、この実際に自治体単独でですね、これをやるっていうふう
な話をしたときに町は単独では事業としては厳しいので、県とか国とかの補
助がないとなかなかできないよというようなご答弁も前回いただいていたと
思います。

佐川町の実質公債費比率というのがですね、現在、今回の決算で5.4とい
うことなんですけれども、これが15%、15を超えている土佐清水市では、
そういう状態ですけれども、この訪問介護事業の存続っていうのは非常に重
要にとらえてですね、もう6月の時点で土佐清水市の実施する中山間地域介
護サービス確保対策事業というのに取り組んでいます。

なので取り組むのにちょっと地域だけのお金では厳しいというようなご答
弁ではなかなか、これから先、地域の訪問介護事業所を維持していくって
いうのは難しいかなと思いますので、その辺りも踏まえてこれからも組み
合いを検討していただきたいと思います。

また、3月定例会においてですね、訪問介護事業所への支援を求める意見
書を採択いただきました。

同様に、高知県からも国に対して、訪問介護事業所への支援を求める意見
書を提出いただき、それに対しての返答として、今年2024年の介護報酬の
改定があったばかりではありますが、この9月より、国によって介護報酬改
定の検証、研究調査というものが実施されるそうです。

これは今まで3年ごとに介護報酬の改定をしてきた国の動きとしては、今
までなかった異例の動きというふうになっております。

それぐらいこの全国でこの介護、訪問介護事業所に対する支援というもの
の動きが大きくなっているということでもあると思いますが、この情報は入
っておりますでしょうか。ご回答をお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

そういった国の動きについては町のほうは情報は入っておりません。以上
です。

2 番（岡林哲司君）

県が挙げた意見書に対する国からの県への報告ということで、またこの事業に関しては、県の動きもしっかりと見ていただきながら、しっかり対応していただきたいというふうに思います。

また、西森議員と下川議員からも提示をされたように、8月の下旬に地元新聞の紙面において、訪問介護事業所の危機を報じる連載がありました。その中で介護難民が発生する可能性が指摘されておりました。

この記事の内容については午前中に下川議員が出していただいたとおりでございます。万が一町内事業者がゼロになった場合ということで質問を予定しておりましたが、午前中、下川議員からも同様の質問が出まして、そういった事態も、課としては可能性としては想定しているということだったんですけれども、介護難民が生まれるかもしれないという状況を想定している中ですね、では町としてどのように事業所を支援を現在されているのか、お伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

午前中下川議員のご質問にお答えをさせていただいた折にはですね、仮に事業所がゼロとなった場合について、こういったことが懸念されるかということで、ご回答させていただいております。

そういうところでいきますと、当然住民の方からすればですね、町外の今、町内に使っていただいている事業者がですね、なくなったという場合は、他の事業所使う場合もあるでしょうし、ただ調整ができなければですね、他のサービスを使う、あとまた最悪の場合は在宅介護ができなくなるというふうなことでのご回答をさせていただきます。

現在事業所に対しての支援ということにつきましては、先ほどお話をさせていただきましたが、現時点では、町単独での事業としては行っておりません。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ちょっと私の質問の趣旨としては、そういうことが想定されるっていうことであれば、そうならないように今現在町内にあるその事業所をどのように支援をされていますかというような内容の質問のつもりだったんですけど、ちょっと自分の理解が今ちょっと答弁の中で追いついていないところがありまして、ただ今現在は特に支援をできていないというような現状をお伺いしました。

また下川議員のご質問の中では、訪問介護の事業というのは他の産業とは

ひとくくりにはできないというふうなお言葉がありましたけれども、それに対しては全く同じ思いなんですけれども、別の視点からこの事柄を見つめるというような意味で、町に与える経済的な部分の影響がどうかというところを質問していきたいと思います。

現在、介護保険事業としてのこの財政の規模というのは、年間約 15 億円ほどでございます。それに対して施設介護や訪問介護事業に関わる介護保険からの支出というのは、どれぐらいの規模でしょうか。お答えをお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

佐川町の介護保険の特別会計の予算規模でいきますと、岡林議員おっしゃっていただきましたが、全体の給付総額としてはですね、15 億円程度になります。その中で居宅サービスと言われるものについては 4 億 1,300 万円程度、その内訳といたしまして訪問介護事業、これについては 5,600 万円、あとはですね、地域密着型サービスとして、すいません。申し訳ないです。地域密着サービスが 4 億 5 千万円、そして施設サービスが 4 億 7 千万円というふうな内訳になっております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

訪問介護の事業 5,600 万円ということでしたけれども、これはケアマネジメント等に支払われる金額も含んでおりますでしょうか。ご答弁をお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この佐川町の介護保険特別会計、これから支払う部分については、国保連合会をつうじて各事業所に支払えるものということになりますので、当然その部分も含まれているのではないかと思います。

2 番（岡林哲司君）

その 5,600 万円、ヘルパー派遣、訪問入浴などの訪問介護事業に 5,600 万円ほどというのは私もちょっと把握してたんですけれども、実際に支出の欄を見ていくところで、介護計画策定の部分で別の 7 千万円という支出がありまして、私の認識ではこちらの部分がケアマネジメントに関わる支出なのかなというふうにちょっと勘違いをしておりましたが、これについてもちょっともうちょっとしっかりと勉強していきたいと思います。

この 5,600 万円、約 6 千万円とかいう金額に関してはですね、これはあくまでも佐川町に籍を置く佐川町民が利用したものに対する介護保険からの支出ですが、このお金が単に訪問介護事業所の売り上げ、売り上げにはなるわ

けですけれども、このお金というのはですね、地元雇用を生みます。

また、地元の雇用があるということは所得税なども、町に入りますし、また、地元の方が消費をするということで、社会保険料として支払った税金が地域に回って経済を回すということでもあります。

このお金がですね、町外に流れるということ、一度考えてみていただきたいと思います。

訪問介護事業所が町内からなくなってしまう、外からのホームヘルパーの派遣とかに頼り切ってしまうような状況になりましたら、この税金で入ってきたものすべて町外に出ていくことにもなりかねません。

産業振興課がですね、町内の農業や商工業の活性化に取り組まれていると思いますが、この市場規模のですね、事業を新たに起こすとなると、これはなかなか簡単なことではないというふうに思います。

この事業、この規模の事業が町内からなくなるということになると、これは町の経済の部分で考えても大変なことだというふうに考えております。

今日の午前中の下川議員の質問でもありましたがヘルパーさんが約 20、登録は 27 名ですか。プラス、ケアマネージャーや事務の方も含めると、30 数名の方が佐川町で仕事をされておまして、その方たちが仕事をされると同時に、経済活動をしていただくということになると思います。

ここの部分で考えてもですね、何とか町がしっかりとこの訪問介護事業所をバックアップしていくことがいかに重要かということがわかると思います。が、この点について担当課長のお考えをお聞かせください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この経済的な影響の部分についてですけれども、当然そういった直接の予算の、先ほどおっしゃっていただいた介護予防ケアマネジメント、これも含めていきますと 1 億を超える部分になると思います。

当然そういったところについてもですね、これが佐川町の事業所がなくなったからといってこれが全部なくなるという、プラスマイナスにはならないかもわかりませんが、ただそうは言ってもですね、この億単位の事業規模というのはなかなか大きいというふうに思っております。

そういった意味で町内の事業所がなくなるという部分については、大きな影響があるというふうに考えておりますので、そういった部分を観点も含めてですね、しっかりと事業所の支援、それから利用者がですね、介護サービスを受けられなくなるような事態が起こらないように、行政としてはしっかり考えていきたいと思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

非常に前向きなご答弁だったと思います。

なかなかこの訪問介護事業所が万が一なくなるようなことがあって、またこれを公でやるということになるとですね、町の支出も多大なものになると思いますし、今この走っていただいている事業をしっかりと支援をすることで、町としても支出が少なくですね、しっかりサポートして介護事業をしっかりと後押しをすることで、これはウィンウィンの関係をつくれるのではないかと思います。

今、この今年度の介護報酬の改定でですね、訪問介護、もう本当に大変な状況になってますので、しっかりとこのサポートをしていただけますようお願いをいたします。

次の項目に移ります。

事業の支援というよりも、事業所の支援もそうですけれども、今回、他の議員からも質問があったように、介護職員の育成というのが非常に重要な課題となっております。

以前は佐川町内でもヘルパーの講座が開かれですね、技術や知識の習得はできておりましたが、新聞報道でもあったとおり、訪問介護事業というのはかなりなり手が不足しております。

午前中の下川議員の質問でもありましたが、やはり単身で介護をしに行くということですね、先輩に頼ることも簡単にはできませんし、ハードルが高いような部分で、しっかりとこの次のなり手が確保できてないというのは非常に深刻な問題だと思います。

お隣の越知町はその隣の仁淀川町と協力してですね、中山間地域等ホームヘルパー養成事業としてですね、介護職員の初任者研修というのを実施するという情報がありました。佐川町についてこの取り組みを検討されていますかという質問を予定しておりましたが、午前中に下川議員のほうから質問があって今の時点ではできてない、ただその中で町内の事業者でヘルパーの養成が実現できるようなことがあれば事業化したいというようなお答えを午前中にいただきましたが、私も下川議員と同じ思いで、質問予定しておりましたので、ぜひこの人材育成について前向きに取り組んでいただけるようお願いします。

介護難民が生まれないように町内の訪問介護事業所をしっかりと支援し、またこの訪問介護、介護保険事業ですね、この支出が町内の経済にも良い循環を生むように、町内での介護職員の育成を図り、福祉の面でも経済の面で

もよい流れが生まれるように取り組みをお願いします。

この項目での最後の質問になりますが、一般的に公共の施設などの運営を民間に委託するというような事業があります。これは大体コストの削減であつたりとかいうことで取り組まれると思いますが、万が一この訪問介護事業所が町内からなくなるということになりますと、町にとっても非常に大きな負担が生じるというふうに考えております。

今、先ほどもちょっと質問の中で自分も言いましたが、今ある民間の事業者にしっかりとサポートをしていくってということで、将来にとっても、町にとっても最も効率の高いやり方ができるのではないかと思います。ちょっと急に振って申し訳ないですけど、この点について町長、お考えをお伺いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先日の西森議員のご質問にもお答えさせていただきましたヘルパーの養成講座、こちらにつきましても、受けていただけたところがあればお願いしたいなという考えもありますし、やはり先ほどから岡林議員も言われてますように、町外へ行かれますとそういった面でもコストが町に対しての負荷がかかってくると思っております。

やはり、そしてこういった施設というかヘルパーさんをお願いしてですね、置くことによって人口減少にもつながる、町外に出られるとそういうことがなくなるということで人口減少対策にもつながっていくと考えております。

やはりそういった雇用と、介護、雇用を守るためにも、佐川町としてできる限りの取り組みを、健康福祉課とも、県とも協議をさせていただいて、進めていかなければならないという状況に至ってると思っておりますので、ぜひ続けていきたいと思っております。よろしくお願いします。

2 番（岡林哲司君）

町長も前向きなご答弁ありがとうございました。

この町内の事業者ですね、訪問して一度町長にも訪問いただけたらというふうに思うんですけども、なかなかヘルパーの方も皆さん高齢化してきて、雑談の中ではですね、自分がもう介護される前の日まで、働くよというような言葉も出てきてます。

これはもう本当に現場の思いが出てる言葉だと思いますので、町長もぜひ現場を見ていただき、この支援をしっかりといただけますように、よろしくお願いします。

次のテーマに移りたいと思っております。

4番目、職員定数についてということで伺っていきたいと思います。

この質問では、職員の数や配置が適切にされているか、一部に大きな負担がかかっていないかの確認をするのが目的です。

始めに各課の残業や休日出勤の発生状況について、特に多い課や特に多い係があるかどうか、またその発生原因がわかっていたら、可能な範囲でお答え願います。

総務課長（片岡和子君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、時間外勤務時間数についてですけれども、今年度4月から7月の各課の実績を見てみますと、どの課局とも、毎月ではない課局もございますけれども、時間外勤務のほうが発生しております。

各月で時間外勤務をいたしました職員1人当たりの平均時間数を課局ごとに比較してみますと、産業振興課の各係のほうで多い状況となっております。

休日出勤につきましては、やっぱり各種イベントであったり、各種会合などが多いまちづくり推進課や、保育所なんかも多いというデータが出ております。

時間外勤務が発生している原因についてなんですけれども、この4月から7月までの間では、特に4月に時間外勤務が多く発生している。そういった所属が6割となっておりまして、やはり年度初めに発生する事務であったりとか、それから時期的に業務量が増える事務、それから人事異動によるものなどがあると、そのように考えております。以上です。

2番（岡林哲司君）

1人当たりの残業時間が多いのが産業振興課で、休日出勤などが多いのがイベントなどがあることからまちづくり推進課や保育所などで多いというようなご答弁でした。

残業の発生は4月が多いということで時期的な要因も大きいということなんですけれども、その他の部分の状況確認として病休などのお休みが発生する割合が、これが課によつての違いがもし数字的に出ていましたら、お答えください。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

病気休暇とか、病気休職の状況についてなんですけれども、こちらのほうにつきましては、特定の所属であったり、特定の原因に偏っているということとはございません。以上です。

2 番（岡林哲司君）

特に病気については担当部署での発生の偏りが無いということで、簡単に安心できることじゃないかもしれないですけども、安心をしました。

続きまして職員定数の確保と必要なところへの配置をということですが、全体の町長部局の職員定数に対する現在の職員数と、職員の確保の状況についてお答えください。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午後 3 時 36 分

再開 午後 3 時 37 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（片岡和子君）

定数の確保、職員の確保についてですけれども、職員定数につきましては、定数条例では町長、議会、それから教育委員会、給食、農業委員会、上下水道で、合計 143 名のところ、令和 6 年 4 月 1 日現在の職員数が 138 名となっております。

職員の確保につきましては、毎年度、定年退職者や定数不足人数等から、必要人数を精査をいたしまして採用試験を実施しておりますが、実際最終合格者決定後、想定していない年度途中での退職者があったりしまして、必要人数を満たしていない状況が発生をしております。

今年度の採用試験につきましては、7 月から 8 月にかけて実施をしたところでございますが、申し込み人数につきましては 29 名。そのうち 27 名の方に受験をいただきまして、事務職 7 名、それから保健士が 1 名、土木技術職が 1 名、合計 9 名を最終合格者とさせていただきまして、現在採用に係る請書の提出を求めている状況でございます。

こういった採用が進みますと、ほぼほぼ職員定数いっぱいぐらいまで確保できるのではないかと、そのように考えております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

しっかりと新たに 9 名の方を来年の 4 月 1 日から迎えるということで、この人の確保をしっかりと取り組んでいただけてということで安心しました。

その中でですね、特に今年度、前身の町民課と税務課が一つになって住民

課となりましたが、この新たに統合する以前のですね、町民課と税務課の職員の人数と、今現在の住民課の職員数というのを教えてください。

総務課長（片岡和子君）

お答えをさせていただきます。

住民課の配置職員数についてですけれども、令和5年度は統合前ということで、税務課が11名、それから町民課のほうは10名でした。

統合後、6年度につきましては、住民課の職員数は18名となっております。以上です。

2番（岡林哲司君）

単純に足し合わせてみますと3人の減ということで、この課を統合することで何か業務が減ったのか。特にこの統合前より住民課の職員数が3人減っているということで、特に業務に影響が出ていないのかどうか、教えてください。

副町長（田村正和君）

岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

住民課の所管業務につきましては、現時点で業務量が減少をしているというわけではございません。

各業務につきましては法令に基づく業務、それから住民の生活に直結をしている業務であって、町行政の基礎となる業務であることから、今後も減少するというのではないと考えておりますが、これから今取り組んでいるDX、書かない窓口でありますとか、そういったことを導入することによって、住民の皆さんの利便性を向上することはもちろんですけども、職員の皆さんの負担も一定、効率として図られていきたいなということも狙っております。

住民課の職員の配置につきましては確かに3名の減となっているところですけども、一方時間外勤務の実績を見ますと、4月、5月にかけて一定、一部時間外勤務が多い状況がありますけども、その原因としては、やはり毎年行っている税の賦課でありますとか、そういった業務が発生をしていることをによるものだと分析をしております。

これも例年、発生をしているようなことであって、特に職員が減少したということで、特定の方に過度に業務が偏っているというものではないと認識をしております。以上です。

2番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

仕事自体は減っていないということで、なかなかこの3人も減るとなると、仕事が減っていないと大変な状況になってるんじゃないかなと。

外からはそういうふうを考えてしまうんですけども、ちょっと私が今監査委員をさせていただいてる関係ですね、決算の審査にあたって各課のいろんな方とお話をさせていただきました。その中でちょっと決算に関する質問じゃないので、今回こちらでさせていただいてるんですけども、税の徴収率がちょっと下がってきているというところで、どうしてかっていうところで聞くと、2人で業務に当たってなかなか残業もずっと続いて、大変な状態で何とかこうやりましたというような話を聞いたんですね。

これはなんというんでしょう、仕事の内容業務については私たちはちょっとはつきりわからないところはあるんですけども、この課を統合するという段階ですね、仕事の量が減ってない。その中でどうしてもこの、特に税務に関してはその期間のうちに仕事をやらないといけないということで、人が足りなかったら何とかこう人を足して揺り動かして、もともとこの課を統合する中でですね、課の中に忙しい時期と忙しくない時期があるということで、その間をうまくバランスを取れたら人は減らせるんじゃないかというようなお考えはあったと思うんですけども、住民基本台帳のですね、全国的なデータの統一が、確か令和7年度っていうふうに聞いてたと思います。

マイナンバーの流通というか普及で業務が減っていくというのも、これは今現在過渡期にありまして、今その紙ものとマイナンバーカードと両方やらないかんということで、職員にとったら今すごい大変な時期なんじゃないかなというふうに想像しております。

その中で、少ない人数でやるっていうのは大変ですし、それを今すぐ増やしましょうと言っても、難しい状況にあると思いますので、先ほど副町長の答えでもありましたが、その一部の職員ですね、過度に負荷がかからないように、しっかりと町長も副町長も目を光らせていただいてですね、ちょっとここはしんどそうやなというところには何とか臨時的に人を配置するなどでですね、職員がもう仕事が忙しすぎてちょっと精神を病んでしまったりとかいうことがないように、長く働き続け、働き続けてといたらちょっとあれですけど、仕事が続けられるような職場環境を作っていただくようお願いをしたいと思います。

この件に関しては、これで終わります。

それでは次の質問のテーマに移ります。

道の駅の豪雨対策について伺います。

昨年、令和5年9月定例会で道の駅の雨水の対策について伺いましたところ、担当課長のご答弁では、その時点で設計業者との対応協議中で、今後店内に浸水しないように改善をしていくということでした。

その後の経過と、講じられた改善策などについて伺います。担当課長お願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

昨年度以降の協議についてですが、設計業者と話をしまして、道の駅の構内舗装、排水設計基準に対応していないというところが2カ所ございました。具体的には中庭とレストラン前のテラスというところになりますが、ここに関しては、設計業者の責任により是正工事を行っていただくという形になっております。

具体的には、排水対策について勾配、現地の勾配などの現場の条件であったりとか、道の駅が営業中ということもございまして、施工にあたっての制約が多いため、設計業者とたびたび協議を重ねて、調整に時間を要しましたが、7月に施工方法を決定して、9月に着手、12月、今年の12月に完了する予定としております。

工事の内容としましては、中庭の舗装の勾配修正、他、暗渠排水及び水路の排水設備の追加、あと、芝生広場側の施設への堅樋の追加などを予定しております。以上です。

2番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

なかなか時間がかかる内容だと思うんですけども、設計業者のほうの責任ですね、しっかりと対応していただけるということで、今年度の12月に工事は完了する予定ということで安心しました。

ちょっと1回おさらいといいますか、ちょっと1点確認をしたい部分がありまして、この建物の設計の基準になっている降雨量の指標というのが前回、質問でお伺いしました。3年確率10分間降雨強度についてちょっともう一度、この数値が時間雨量というのに換算するとどれぐらいの雨を表しているのか、教えてください。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

この基準の場合、高知県におきましては時間雨量120ミリメートルとなっております。以上です。

2番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

時間雨量で120ミリメートルというともう大変なバケツをひっくり返したような大雨だと思うんですけども、もうこのまきのさんの道の駅佐川って

いうのはこの基準をもとに設計建設された建物ということで、間違いないで
しょうか。お願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

道の駅につきましては、この基準を用いて建設された施設でございますが、
先ほど答弁させていただきましたように、2カ所基準を満たしてないところ
が確認をされております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

そうですね、先ほどご答弁いただきましたその2カ所を、今年度の9月ま
でに工事は完了して対応いただけるということで、またこの工事完了以降は
ですね、この強度に達していない雨が降った場合は流入、雨水の流入などが
ないのか、またもしその基準に達しない雨でもそういう事態が起きた場合は、
この責任といいますか、対策ってのはどこの責任になるのか伺いたいと思っ
ます。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

是正工事が完了した後、この基準に満たない雨量によって流入するという
ことは、現在は想定はしておりません。

もし是正工事後にそのようなことが確認されれば、なおその原因につい
ては再度調査をして、対策を協議していくことになるかと思えます。以上です。

2 番（岡林哲司君）

ちょっと道の駅ができてまだ1年ということで、前回の質問でもありまし
たが、まだできて間もない施設で雨水の流入などがあった場合にですね、テ
ナントさんにかかる損害ですとか、そういうことも心配ですので、なかなか
担当課も農業から林業から産業からいろんなことに対応していて大変だと思
いますが、しっかりと対応、現時点でしっかりと対応していただいているとい
うことですので、引き続きよろしく願いいたします。

また先日のですね、台風10号の通過の際に、道の駅の観光案内エリアの
近くでですね、ちょっと雨漏りが発生していたのを私もちょっと現場で目視
をしまして、それについて今の状況と今後の対応、その対応にかかる費用負
担などはどこがするのかというのを伺いたいと思えます。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

台風10号のときに、一部天井で雨漏りのような滴下が確認をされました。

現在ですね、施工業者にこの原因の確認をしていただくように対応を依頼しております。同じような状況が発生したときに、確認をしていただければ状況がわかりやすいと思いますのでそういった依頼をしております。

費用負担につきましては、その原因がわかってからという形になるので、その状況によりどこが修繕をするのかも含めて協議をしていくことになるかと思います。

まずは施工業者に、原因の調査をしていただくという状況です。以上です。

2 番（岡林哲司君）

現時点で対応いただいているということなんですけれども、先ほど3年確率10分間降水強度というものに関しての時間雨量をお伺いしたところで、大体120ミリぐらいの雨だということだったと思いますが、先日のこの台風10号ですね、この強度の雨が降ったというふうにはあまり考えられないなというふうに思いまして、いずれにせよこの道の駅の建物というものは町民の財産です。もちろん担当課も同じような思いで動いていただいていると思います。

もし皆さん、家を建てられてですね、その家が1年も経たないうちに雨漏りをしゅうとか、ちょっとそんなに雨降ってないのに家の中に水が入ってきよるというふうになったら、多分大変なご立腹をされると思います。業者にどうということやというような確認をして、しっかり対応していただくというようなことだと思います。

この道の駅はもうすでに運営業者も入ってますし、テナントさんも入って運営をされてますので、万が一この商品や事業自体にも損害が出るようなことがあれば、持ち主である佐川町にも責任がかかってくると思いますので、今、担当課も今現在対応していただいているということでもうしっかりと町民から見てもですね、納得ができる対応になるように、ぜひ引き続き対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。先日の台風の時もですね、担当課の職員が出てきていただいて、周りに、まだ工事は完了してないということで土のうを積んだりですとか、しっかりと対策をしていただいております。

これもしっかりと工事ができていてですね、建物的に問題がなければなかなかしなくてもいいような業務のような部分もありますし、そこを担当課としてしっかりと対応ができるまでの間、自分たちで出てきて対応していただいているということなので、ご苦勞をおかけしますがもししっかりと対応ができるようによろしくお願ひします。

それでは最後のテーマ、佐川高校の存続について伺います。

今回、宮崎議員、齋藤議員、田村議員と、もうすでに3人の方が質問をし

ていただいております、いくつか質問は重なる部分もありますので、その部分については簡潔で構いませんので、ご答弁をお願いしたいと思います。

まず、現在の佐川高校の生徒数と、今後の入学数の予測などをお伺いする予定でしたけれども、これについてはもう先ほどの質問でもあったばかりです、これは承知しました。

その状況も踏まえましてですね、この佐川高校の統廃合まで今、1年生の入学者が26人ということで、あまりこの猶予がないような状況になってしまっているなというふうに感じておりますが、今、これまでの質問で聞く中で、地域を盛り上げるようなさくら咲くプロジェクトですとかそういうものを行っている状況でこの状況になっているというのを、教育委員会ではどのように考えられてるのでしょうか、お答えください。

教育長（濱田陽治君）

お答えをいたします。

さくら咲くプロジェクト等を行っている状況の中でということですが、すけれども、これまた齋藤議員のご質問にお答えいたしましたようにですね、生徒の皆さんの進路選択が非常に多様になっております。

実業化といいますかね、実際に職業につながる学科へ進んでおられる方がこの5年間で87名と、高専を入れると16名で合計103人と、それに対して佐川高校の場合は5年間で85名と、こう考えるとですね、やはり子供たちはそれぞれ自分の特性とかそういったものをよく考えて進路を選んでいると思うんですね。さらに言いますと私学へ52名と、この私学もですね、進学目的もあれば、緩やかに学べる私学ということもありですね、様々な可能性を子供たちは求めていますのでこれはこれで認めていくべきかなと思います。

ただその中でですね、やはりせっかく地域に根差した学びをしている佐川高校と。小中学校もですね、さかわ未来学によって地域に学び、将来地域を豊かにする学力を身につけてですね、この地域を支えていく人材を育てようということから考えるとですね、やはりそのつながりの中で佐川高校の魅力化、魅力とかよさが伝わって行って、佐川高校への進学者がもう少し増えていかないものかなということを考えております。以上です。

2番（岡林哲司君）

教育長からのご答弁で、子供たちは様々な進路の選択、可能性がある中でそれぞれの特性に合った学校の進学を選んでいるのでというようなご答弁だったと思うんですけども、その結果佐川高校の入学者数が少ないってことはシンプルに佐川高校が選ばれていないってということだと思います。この事態をやっぱり改善するためには、選ばれていないってことを真剣に取り

組んでいく必要があるかと思います。

全く同じ質問、この統廃合まであんまり猶予がない状況になっているのをどういうふうにかえられているかということ、教育委員会以外で人口減少対策に取り組む担当課にお伺いをいたします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えをいたします。

人口減少対策の中の子供が減ってきているというところで移住対策としては、都市部などからの人口の受け入れというところでも取り組んでおります。その中で先ほど来、回答も出ておりますが、魅力化というところに伴いまして、県外などから受け入れるのも方法の一つでないかというふうには思っております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

地域からの卒業生というか中学校卒業していく人間も減っていく中でですね、高校の入学人数をある一定維持していくということになると、やはり外から人を受け入れるということも考えないといけないなということで、ご答弁ありがとうございます。

このような状況の中でですね、須崎市内にありました須崎高校と須崎工業高校が一つになってですね、須崎総合高等学校になってるんですけれども、この県の教育委員会の資料を見ますと、この須崎総合高校がですね、高吾地域の拠点校というふうになっています。

この県の方針というのははっきり確認したわけではないんですけれども、こういう立ち位置になってる高校ができてということも考えると、この佐川高校の存続っていうのは一刻の猶予もないような状況なんじゃないかなというふうに今感じております。

その中で高知県がこの令和6年度の4月から事業として始めました中山間地域再興ビジョンの中で、10年後に34歳以下の人口を2022年より増やしていくということと、地元高校への進学率50%を目指していくという大きな数値目標を掲げております。

この佐川町だけでなくですね、この仁淀川領域の仁淀川町、越知町、日高村の3町村の生徒が多くかようこの佐川高校の存続っていうのは非常に重要なミッションであるといえると思います。

実際にこの、先ほどもまちづくりの岡田課長からご答弁ありましたが、地域の子供だけでなく、地域みらい留学の制度っていうのも導入して、外から人に来てもらうってことも視野に入れて検討しないと、この数値的な目標というのは達成できないかもしれませんし、そのためにはこの高知県、佐川町、

そしてこの近隣の町村と各教育委員会が力を合わせて、そしてもちろん住民も一緒に力を合わせて取り組んでいかないといけないというふうに思います。

午前中の齋藤議員の質問にもありましたが、島根県の隠岐にある隠岐島前高等学校や、高知県の嶺北高校の魅力化のようですね、まず地元がですね、力を発揮する、地元の尽力というのは必要だというふうに思っております。

他県や他の地域をずっと見てみる中でですね、県立の高校だから県が動いてくれないと、と言ってるところは、それを言ってる間に統合や廃校を迎えております。

先ほど挙げた2校、それだけじゃなく全国の魅力化に取り組む高校というのは、まず地元が動いて国や県の協力を得て魅力化に取り組んでいるというふうな状況というふうに調査した結果、見受けられました。

佐川町も、この気持ちで言えば単独でもやり切るぐらいの強い思いで取り組まなければ、この佐川高校の存続っていうのは難しいんじゃないかと。

その思いで取り組み始めて、それからしっかりと県も巻き込んで協力していただくという必要があると思いますが、この辺りについて担当課はどのようにお考えでしょうか。

町長（片岡雄司君）

申し訳ありません。

担当課ではございませんが、お答えさせていただきます。

佐川高校、本当に今まで3名の議員さんに質問をいただきました。存続について本当に大切な高校だと思っております。県立高校ということでございますが、やはりですね、佐川町単独でですね、出す補助というのにも限られたものがあると思います。

幾らお金を出しても先ほども田村議員の中でですね、お答えさせていただきましたが、お金を出して人を増やすということはやっぱりそれはなかなか無理じゃないかなと思います。

施設を大きくして、寮を作ると。そういうところではなかなか、今の段階では難しいんじゃないかと思えますし、やっぱり佐川高校自体がですね、学校を含めて、PTAを含めて、しっかりとPRして、良い学校であるということをPRしていきながら、もちろん進学、学力も頑張っていて、スポーツにおいても、今、女子のバレーが単独で出るということになってますし、昔はソフトボールも強かったですし、サッカーも強かった。そういう時代があつてますので、やはりそういったところも、PRしていきながらですね、昔はよかったではないですが、これからも佐川高校をですね、引き立てていくようなことで、流域の市町村が頑張っていかなければならないと考

えております。

どうしても少子化という中でですね、市内のほうの高校も定員割れになっているところがあると聞いております。

その中でなかなか本当にこれを今後佐川高校の存続というのはなかなか厳しい状況にきているというのは、流域の首長すべて話をさせていただいて、それはもう皆さんがわかっているところでございますので、今後そういったところで、県の教育委員会、先ほど教育長も言われましたが、県の教育委員会などとも協議をしながら、佐川高校のOBの方とか、いろんな意見をお聞きするとともにですね、やはり学校自体が、佐川高校自体がですね、もっともったこういったことをやっているというようなPRもさせていただいてですね、生徒数の確保に努めていっていただきたいと考えておりますので、ぜひ岡林議員も佐川高校ご出身ではございませんけど、頑張ってください一緒に頑張っていきましょう。よろしくお願いします。

2 番（岡林哲司君）

ありがとうございます。

そうです。確かに私も佐川高校の出身ではなくですね、町長と一緒に高知高校の出身なんですけれども、やはりこの地元の学校を残していく。なぜその学校に行ったのか、自分もその自分の母校になぜ行ったのかっていうのは理由があって行ってると思います。

その中で選択肢があるから、たくさんあるから人が減ってるっていうのは、選ばれてないことの逃げ道のように聞こえますので、そういったことにならないように、また未来の子供たちへとつないでいくこの文教のまち佐川から高等学校が消えてなくなるというようなことにはしたくないっていうか、ならないようにしないといけないという強い思いがありますので、今後もこの高校のことに関してはどんどん勉強しながら進めていきたいと思います。

まず中学生はどんな高校に行きたいのか、または行きたくないのか、こういう高校に行きたくないというのがあると思います。

また、保護者の皆さんがお子さんたちをどんな高校に行かしたいのか、また行かしたくないのかっていう、このいろんな両面、いろんな視点から考えていくことが、高校の魅力化につながるのではないかというふうに考えています。また佐川高校の魅力化っていうのができるのが、国でも県でもなく、佐川町ではないでしょうか。

そのためにこの佐川町、ポテンシャルとしてはですね、民間の学習塾も2カ所ほどありますし、この活用方法の検討も、質問に以前も出させていただきましたが、黒岩中学校の校舎の利活用ですとか、いろんな町長もおっしゃ

いましたように、スポーツに取り組めるグラウンドや体育館などがあります。

そういったものもしっかりと活用してですね、この高校の魅力化っていうのをやはり町からしっかりと動き出して県に働きかけて、こういうふうなことでやりたいんやというような提案ができるような方向性が一定必要だと思います。

ここで質問の最後になりますが、一つちょっと提案をさせていただきたいんですけども、この議会と町と一緒にですね、特に先進的な取り組みをしている自治体に、視察に一緒に行きませんかというような提案をさせていただきたいと思います。

内閣府の総合サイト地方創生、これに掲載されています高校生の地域未来推進のための高校魅力化支援事業というのがあります。令和6年度に継続実施されている全国20校のうち、5校が島根県の高校です。高知県は嶺北高校のわずか1校のみというふうになっています。

島根県では、確か民間の、ある民間の一部上場企業の人材育成を務めた方が、一緒になってどうやったら魅力化できるか、どうやったら人を育てるってことができるかというのを一緒に考えていただいたというのが一番最初の隠岐島前高校の動きだったというふうに認識をしております。

この鍵というのがあるんじゃないかというふうに、島根県にあるんじゃないかというふうに考えているんですけども、ここの視察をですね、教育委員会だけじゃなくて自治体としてどういった取り組みをしているのかっていう部分で、もう町全体の取り組みを調査するために、以前も我々議会と一緒に片岡町長も視察に行っていたいて、他の執行部の課長にも来ていただきかったというふうにおっしゃってましたけれども、もう教育委員会だけじゃないと思うんですよ。もうこの高校の魅力を取り組むために、各課いろんな取り組みされていると思います。

まず高知県と島根県をもう単純に比較したときに一番わかりやすいのが、高知県は離婚率がほぼナンバーワンを独走してる状態で、島根県は逆に一番数値が低いような状態です。

自分もちょっと数値を上げてるので、何とも言えないところなんですけれども、そういった教育部門だけでなく、地域の特性でありますとか、そういったところ、そしてまたそれを町長が感じ取ったときに、それをやっぱり担当課長と共有できるような状況ってのは非常に大事だと思いますので、ぜひこの一緒に視察に行くというのを考えていただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

ありがとうございます。

そういった先進地といいますか、島根県の高校の活動についてですね、やはり教育委員会だけではなくて、ああいうまちづくりに活かせる部分もあるかと思いますので、機会、空いているといった不服になりますけど、時間のある課長がおられましたらですね、何人かと一緒に同席させていただいて、勉強していきたいと思ってますので、またぜひその辺はお声掛けしていただきたい。よろしくお願いします。

2 番（岡林哲司君）

前向きなご答弁ありがとうございます。

皆さん、課長の皆さんも大変お忙しいかと思います。空いてるってのはなかなかないかもしれないですけども、是非とも高校の存続と魅力化に向けてですね、時間を作っていただくか、もしくは代理の方を立てていただくとかしてですね、皆さんと一緒にいけたらというふうに思います。

今回の質問で宮崎議員、齋藤議員、田村議員からも質問がありまして、町長からもご答弁として佐川高校の魅力化、振興、というのは不可欠で、行政としてできる限りのことをしていきたいという前向きなお言葉もいただいております。

佐川町はもとより、近隣の町村も含めてですね、一緒に大きな動きになるよう、今後も私も研究、調査をしてまいりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で本定例会で私が予定をしておりましたすべての質問を終わります。
ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で2番、岡林哲司君の一般質問を終わります。

これで本定例会に通告がありました、すべての一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議を13日の午前9時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時15分